

総務産業委員会報告書

令和元年9月18日

備前市議会議長 立川 茂 様

委員長 石原 和人

令和元年9月18日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
議案第85号 備前市表彰条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第87号 備前市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第93号 備前市消防団の定員、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第94号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決	なし
議案第95号 備前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	原案可決	なし
議案第99号 平成30年度備前市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	なし
議案第100号 平成30年度備前市三石財産区管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	なし
議案第101号 平成30年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	なし
議案第114号 財産の取得について	原案可決	あり
請願第6号 日米地位協定を見直し米軍による事件・事故から国民の生活、暮らしの安全が守られるよう措置を求める請願	採択	なし

<所管事務調査>

- 公共施設再編計画について
- 次年度予算編成について
- マイナンバーカードについて

< 報告事項 >

- 災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定の締結について（危機管理課）
- 備前市夜間学び直し事業開講式について（企画課）
- 人口動態について（企画課）
- 備前市社会福祉協議会の事務所移転について（日生総合支所）

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議案第85号の審査	2
議案第87号の審査	3
議案第93号の審査	4
議案第94号の審査	4
議案第95号の審査	10
議案第99号の審査	16
議案第100号の審査	16
議案第101号の審査	17
議案第114号の審査	18
請願第6号の審査	28
報告事項	29
所管事務調査	37
閉会	45

総務産業委員会記録

招集日時	令和元年9月18日（水）	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時30分	開会 ～	午後3時31分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	会期中（第3回定例会）の開催		
出席委員	委員長	石原和人	副委員長	藪内 靖
	委員	尾川直行		土器 豊
		田口豊作		掛谷 繁
		川崎輝通		
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	立川 茂		
傍聴者	議員	星野和也	森本洋子	西上徳一
		青山孝樹		
	報道	なし		
	一般	なし		
説明員	市長公室長	佐藤行弘	秘書広報課長	高見元子
	企画課長	岩崎和久	危機管理課長	藤田政宣
	総務部長	高橋清隆	総務課長	河井健治
	財政課長	榮 研二	契約管財課長	梶藤 勲
	施設建設・再編課長	砂田健一郎	税務課長	馬場敬士
	会計管理者	中野新吾	監査委員事務局長	江口智行
	日生総合支所長	坂本基道	吉永総合支所長	野道徹也
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○石原委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

本日の委員会は、市長公室、総務部ほか関係の議案、請願の審査と所管事務調査を行います。議案の審査を終わりましたら、報告事項、所管事務調査を行います。

それでは、直ちに本委員会に付託された議案の審査を行います。

議案審査に入ります。

***** 議案第85号の審査 *****

まず、議案第85号備前市表彰条例の一部を改正する条例の制定について審査を行います。

議案書2ページからでございます。

○掛谷委員 お尋ねを2点。

1つは、3ページに現行と改正案があります。その中で、特別待遇とはどういうことを指しているのかということと、右側に(1)、(2)、(3)と削除されております。そのところを含めて説明をお願いしたいと思います。

○高見秘書広報課長 特別待遇についてでございますが、これは条例第9条で規定いたしております功労表彰を受けた者は、市の挙行する各種の儀式、その他の催し物に招待し、死亡したときは弔辞を贈呈するという項目がございますので、これが特別待遇となっております。

それから、第11条の3項目の削除ということでございますが、細部説明にも表示してありますとおり、法律が制定されたことによりまして、成年後見人等であることのみを理由に自動的に権利を制限することがないようにという改正をしなければならないということになりまして、それにあわせて見直しを行い、新しく改正案のとおり、「功労者が本人の責めに帰すべき行為により、その名誉を著しく失墜させたと認められるときは、その間前条の待遇をしない」という幅広い項目になっております。

○掛谷委員 例えば、功労で表彰を受けた方がある事件とか法的に問題があった場合は、どういうふうに審議して決めていくのか、その過程を教えてください。審議会を開くんか、委員会を開くんか、そういうときにはどういう処分をするのか、具体的に教えていただければ。

○高見秘書広報課長 特に、この件に関しまして、審議会というものを開くということではございませんが、通常の場合、死亡されたということがわかりましたときには、まずは御遺族様の御意向を聞き取りに行くということにしておりまして、状況によっていろいろなことがわかりましたら、この件に関しまして内部協議をしていくということになるかと思っております。

○掛谷委員 最後に。

過去に何か死亡以外でこういう事例があったことがありますか。

○高見秘書広報課長 この件に関しまして、特には把握いたしておりません。

○尾川委員 こういう条文を今さらになって出した理由をちょっと聞かせてください。

○高見秘書広報課長 今さらと言われましても、結局成年後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律というものができたことによりまして、地方公務員法の一部改正がございます。それに伴いまして、そういう本人の責めに帰すべきものでない部分について、一件一件を洗い直して、その人が適性かどうかということを考えていくということになりましたので、市のほうでもやっていくことになったということでございます。

○尾川委員 要するに何を想定して、この成年後見人は別として、第10条の条文を見たときに、何で今さらこんなことを書かにかあいけんのかというのが疑問なんです。今事例がねえと言われたんじゃないけど、何か事例があつて、こう制約して抑え込みてえということで条例をつくりよんじゃないと思うんじゃないかね。そのあたりは、誰かを特定しとんじゃないねんですかね。

○高見秘書広報課長 特に、現段階で誰かを特定してということではございません。何かございましたら、そのときそのときに応じて考えていかなければならないということ新たな第10条の中でうたいこんでいるということでございます。

○尾川委員 何か今さらこんなん出してきて、どうも合点が行かんという気があるんですよ。表彰条例というのは範疇もようわからんのんですけど、要は本人の責めに帰すべき行為によってというたら、その間、前条の待遇をしないという、何かどうも納得がいかなのんですけど、まあええですわ。

○石原委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了といたします。

これより議案第85号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第85号の審査を終わります。

***** 議案第87号の審査 *****

続きまして、議案第87号備前市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして審査を行います。

議案書9ページからでございます。

質疑ございましたらお受けをいたします。

○尾川委員 簡単にちょっと説明してもらえんじやろうか。よく、わかりやすい条例をつくれということを言われるんで、一言で言うたら、どんなんですか。

○河井総務課長 本条例の改正についてでございますが、こちらは欠格条項というものが地方公務員法の第16条で決まっております。それが今般、先ほど来の説明で、成年後見人制度の法の

改正ということで、地方公務員法の欠格条項が変更となっております。その関係で、こういったことに該当した場合に旅費を支給しないということで、地方自治法をこの条例が読みに行っている部分が改正されたことによる改正が主なものでございます。あと、字句の訂正を何点かさせていただきます。

○石原委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第87号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第87号の審査を終わります。

***** 議案第93号の審査 *****

続きまして、議案第93号備前市消防団の定員、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして審査を行います。

議案書25ページをお開きください。

質疑を希望される方いらっしゃいましたら。

○掛谷委員 こども、現行と改正案が比較されておまして、ここで右側の成年被後見人または被保佐人、これも今までおっしゃるように、公務員法の関係の改正によって削除されたんだと思いますけども、これについても理由を、消防団のところもこういうことになるのかと思っていますけど、削除されている理由をもう一度お願いしたいと思います。

○藤田危機管理課長 先ほどの説明と同じくでございます。

○石原委員長 ほかになければ質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なきようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第93号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第93号の審査を終わります。

***** 議案第94号の審査 *****

続きまして、議案第94号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを審査いたします。

議案書27ページでございます。

質疑を希望される委員、おられましたらお受けをいたします。

○川崎委員 29ページの青少年問題協議会6,500円が三分割されて結構上がってんですけど、それだけ何か立派な方が来られるんで2万円とか1万円というような金額になるんか、ちょっとこの辺が。大体皆6,500円で統一されているのに、上のほうは下がったりしとるわな。何でここは上がっているのか、明確な理由をお願いします。

○河井総務課長 今御指摘いただきました青少年問題協議会専門委員と地区指導員のところですけども、こちらは今までは嘱託員といいまして、非常勤特別職の、条例の表の一番下のところで、明記されていないような形で既にあったということなんですけれども、それを今回の改正で、そういった専門職的な方については条例のこの中で表記するというふうな形で持ってあげたと、既に現在もいらっしゃる方々を、数字を明記したということになっています。こちらのほうは、今までは市が別に定める非常勤特別職の委員さんであったというところでございます。

○川崎委員 よく理解できませんね。ほとんどのいろんな協議会が6,500円で統一されているのに、青少年問題協議会専門委員とか指導員というのは、そんなに専門職で、日ごろ正式な職業か何か高給取りが協議会に来てもらうことになるんかな、その辺が理解できんのかやけど。

○河井総務課長 今御指摘の青少年育成センター地区指導員ですけども、こちら2万円、これは年額でございます。もう一つ、青少年問題協議会専門委員は専門職で1万円、これは日額でございます。こちらは、従前から任命権者の定める額ということで設定がございまして、任命権者が定めていたというものを改めて表記をさせていただいているというところで、専門性のある委員さんをお願いしているために1万円ということになっております。

○川崎委員 日額と年額と勘違いしとったんやけど、年額というこの2万円の人は、一体年に何回協議会に参加するん。

○河井総務課長 この地区指導員さんにつきましては、私のほうでそこまで把握がし切れておりません。後ほど調べいたします、御回答させていただきます。

○川崎委員 実態も知らずに数字だけ上げるのは、少し納得できんので。これが、2万円がたった年に1回協議会に出るだけやったら、日当2万円になるからなあ。これが4回、5回ということなら6,500円以下じゃし、2回か3回程度なら6,500円の妥当な、日当ぐらいの分になるから。もうちょっとそういうことは明確にしてもらわんと。この委員会が終わるまでに提示をお願いします。

○石原委員長 暫時休憩いたします。

午前9時46分 休憩

午前9時47分 再開

○石原委員長 委員会を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

○尾川委員 38ページの子ども情報センター編集委員というのが削除になっとなんかやけど、こ

の削除した理由。これだけじゃねんかなあ、ほかにも予防接種健康被害調査委員会委員、これが追加になつると思うんじゃけど、その辺の理由を教えてもらえたらと思うんですけど。

○河井総務課長 子ども情報センター編集委員、今まで日額1,000円ということでございましたが、こちらは報酬ではなくて、謝礼へ変更ということにさせていただいております。

○尾川委員 謝礼の基準というのはどこへ出とるわけ。

○河井総務課長 謝礼の基準はこの条例等ではございません。

○尾川委員 どういう基準で払よんかということ聞きようるわけ。この条例の云々というんじやなしに、謝礼というんじやったら、適当につまみでいけるといふこと。

○河井総務課長 必要な金額とすれば、一般的な謝礼として、例えば今まででいいますと、賃金がいいのか、報酬がいいのか、そこら辺の金額を参考にしながら支払いのほうはさせていただきますので、従前と同様の金額になろうかとは思っております。

○尾川委員 そんな曖昧なことをせずに、きちっと仕事をしてもらうてきちっと払うという、一つの基準で行くべきじゃねんかな。それは、本人らの希望があったんか知らんけどね。年間に何日出るんか知らんけど、どっから金が出るんかわからんようなことをできるだけ避けるべきじゃねえかと思うんですけど、いかがですか。

○河井総務課長 こちらは、非常勤特別職の法律改正によりまして、非常勤特別職としてそぐわない委員さんにつきましては、特別職から外しなさいという指導のもとで行っている結果でございます。

○尾川委員 国が言ようというて、一々この辺まで国が見るんかな。

○河井総務課長 基本的に、国からこういう形で改定を行いなさいと、この次に出てまいります会計年度任用職員制度とあわせて、国からきめ細やかに御指導をいただいております。そういった中での今般の改正でございます。

○尾川委員 それなら名前を変えりゃあええんじやねんかな。ひっかからんようなものにすりゃあええんじやろう。自分なら、そうするけどな。

○河井総務課長 名称の問題ではなくて、参加されとる委員さんの資格であったり、そういったものが基準になってまいっておるといふ状況でございます。

○尾川委員 まあええわ。次。

予防接種の健康被害調査委員会委員というのは、新たに追加と解釈すんじやけど、どういふことなんでしょうか。

○河井総務課長 こちらのほうも、従前からその他委員という枠の中へ任命権者の定める額というふうな同様の形でありましたものをきちっと明記したということでございます。

○川崎委員 ついでというたら悪いんじやけど、給与だとか報酬とかというのは、全部源泉対象じゃろ。謝礼というのは、税務上の課税対象になるんかならないんか、参考までにお聞きしておきます。

○河井総務課長 同様であると思っております。

○掛谷委員 細部説明の14ページの第11条で、いろんな検討委員会条例の中で、備前市一般職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用、備前市スマートコミュニティ事業検討委員会とか備前市都市計画事業伊部土地区画整理事業といった条例の廃止とありますけども、こういうものについては、非常勤特別職ということが関係で、その条例自体も廃止するんか、何かこういう形のは一切なくなってくるのか、ちょっとその辺がよくわからないんで、説明をお願いします。

○河井総務課長 第11条の条例の廃止ですけれども、(2)の一般職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例、こちらのほうは次の議案第95号で出てくる会計年度任用職員の条例のほうに切りかわるということで廃止でございます。

あと、(1)、(3)、(4)、日生頭島線、それから備前市スマートコミュニティ、それから備前市都市計画事業、こちらのほうは今般特別職の非常勤条例の改正をするに当たって、既に所期の目的を達成しているという判断で、それぞれの担当課がここで条例を廃止したいと申し出たものでございます。

○尾川委員 会計年度任用職員制度というのが創設されるということで、当該者は非常に不安を持つとるという話もあるんじゃないけど、どういう運用を考えとんかなあ。要するに、単純に考えたら、会計年度任用職員というたら1年ごとに更新されると。人によって継続して雇用してもらえんという取り方もできんことはねえと思うんじゃないけど、実際備前市としたら、この会計年度任用職員制度の運用について、どういう考え方でやっていくんかというのを聞かせてもらえたらと思うんじゃないけど。

○河井総務課長 次の議案に入りますけど、よろしいでしょうか。

○石原委員長 この条例が廃止されて新しくということなんで、関連はあるんかな。答弁してください。

○河井総務課長 会計年度任用職員制度、何が変わるかと申し上げますと、基本的には、既に現在でも地方公務員法の中で、それぞれの条文によって雇用の形態が違っております。ですから、フルタイム雇用、それからパートタイム雇用というふうな形で現状でもいらっしゃいますけれども、基本的にフルタイム雇用であれば、半年を越えることはできないというふうな規定でございます。そういったものを改めまして、会計年度任用職員というふうな形で新たにスタートするというところでございます。

御心配の点ですけれども、会計年度任用職員と臨時職員の違い、臨時職員はあくまでも臨時職員、ですから期間は決まっていると。会計年度職員も同様に期間は決まっていると、一会計年度ということで決まっております。ただ、正規の職員と同様に、会計年度任用職員勤務評定というものを行いまして、評定がよければ更新という形が2回までとれるということでございます。ですから、通算ですと勤務状況がよければ、3年行けば再度の公募というふうな形になります。公募で、例えば再度同じ人が応募されて、同じ人が採用になるというケースもあるであろうという

ことでございます。ですから、今の臨時職員さんが自動的に更新されているという形ではなくて、勤務成績のよい方が更新されていくというふうな制度となるという形です。

あと、給与面につきましても、かなり従前からいうと働き方改革、同一労働同一賃金という観点でこの会計年度任用職員という制度が創設されていますので、従前よりはよくなってきます。それから、福利厚生部分でもよくなるという形になってまいります。

○尾川委員 そっち側が判断する権限を持つとるわけじゃから、勤務成績によっていろいろと継続雇用があるかねえかというような話を聞いたんですけど、恣意にやらんように、ぜひ。何でこういう任用職員制度が、改悪みたいな感じにもとれるし、進歩ととれるんか、ようわからんですけど、ええ勤務成績、勤務成績というて、基準を明確にして、明確な運用というんか、人事管理というか、労務管理をしっかりしてもらいたいと思うんですが、総務部長、どうなんですか。

○高橋総務部長 そもそも臨時的任用が地方公務員法上は半年が限度ですという規定になります。その運用自体が今までうやむやになって、ずっと雇用が続いていると。ですので、本当の臨時というのは、期間を限って任用をしてくださいというのがもともとのルールでございます。それが今は実態としてずっと雇用が続いているんで、それなら本来ならば正職員で賄うべきじゃないんですかというような考え方が基本にあります。その上で、今回会計年度任用職員という規定で人事評価なりをした上で、能力の実証を経た上で継続雇用ができるという形ですので、法律上では前に進んだんではないかと、福利厚生も上がったんではないかというような捉え方をしております。

○尾川委員 運用についていろいろ基準というか、評価していくという、そういう言葉しかねえと思うんで、その辺の対応というのをちょっとお聞かせ願いたいんですけどね。どういうふうに対応を考えるとるかというのをね。

○石原委員長 休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時02分 再開

○石原委員長 再開をいたします。

最後の質問なんですけど、答弁よろしいですか。

○河井総務課長 全体的な運用といいますと、今までと変わることは、例えば今までも臨時職員、一部ですけれども、一般の事務補助というものは、毎年面接試験を行って採用を継続するなり、新たな方を採用したりという形をしております。

ですから、ここで条例改正を御承認いただきますと、募集ということで公募という形をとります。公募という形をとって、その後には選考という形をとって来年4月1日から採用と。任期は1会計年度。勤務状態がよければ、再度の任用を次の年に行えるというふうな形になってまいります。ですから、事務手続上は、今とそんなに大きくは変わりません。ただ、勤務評定は内容を明らかにした上で、こういったことができて、できていないというふうな、正規の職員と全く

一緒ではございません、求めるものが違いますので。そういった内容を提示した上で評価も行き、再度任用できるかどうかというのは判断してまいるといことでございます。

ですから、現状の給与面で行ったり、福利厚生部分もかなり充実してまいります。ということは、一般的に市の負担といいますか、財政上の負担もふえてまいります。ですから、それなりの方に仕事をお願いできたらというふうには考えております。

○石原委員長 ほかによろしいですか。

○高橋総務部長 先ほどの川崎委員の青少年育成センターの地区指導員の活動につきまして、少し私のほうから説明をさせていただきますと、地区指導員の皆様は、育成センターの本部へ集まっての会議というのは、年間に3回ぐらいしかないんですが、ほぼボランティアで毎日通学の見守りであったり、それから困っている青少年の方々の相談をお受けになったり、ですのではほぼボランティアで、回数が何回とかということではなくて、かなり多くの活動をされております。それぞれ地区でも研修等もされておりますし、それが何回かという、担当の社会教育課のほうも把握し切れないんじゃないかというのが私の実感でございます。その辺は、お伝えしたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○川崎委員 協議会と指導員というのは、日常的な指導と協議会の違いがあるんじゃないだろうけど、私は、一番えらい目をしょんのは現場でそういう指導している方たちだと思うんです。だったら、年額2万円やこうでくくるんじゃないなくて、もっと現場重視で青少年の教育というのは体験的かというと、現場、現場でいろんなトラブルがあったところで、いかに指導、心優しい指導ができるかにかかっていると。そういう意味からいえば、私はずっと2万円じゃから、相当立派な方が来て日額で2万円払うてやりよんかなあというふうに勘違いしたんやけど、もう少し捉え方を変えて、一律会議6,500円で統一するんじゃないたら、協議会というのは、前言うたお茶を飲んどつても6,500円出るわけじゃ、はっきり言うて。しかし、指導員というのは、本当に厳しい現場に立たされることもあるわけじゃから、事故を含めて、けんかを含めて、そういう意味ではもっと本気で日当なり日額がどうあるべきかということを含めて、私は検討していただきたいということを要望しておきます。

○石原委員長 それでは、要望ということで。

○掛谷委員 同じところなんですけど、私はこの青少年育成センターに関連した仕事をしているんですけど、年額2万円というのは安いと思います。本当、毎日ぐらいあるんですよ。だから、これはちょっと検討されて、この金額が妥当かどうかというのを、私も疑問だと思います。ここで新たにここへ上がってきているんで、そういうことが言えるわけなんで、上がってなかったら言うことがなかなか難しいですけども、要検討だと思いますので、よろしく。

○河井総務課長 本日御指摘いただきました点につきましては、教育委員会の担当課が現場でやっておりますので、そちらにこういう御意見を頂戴したという旨をしっかりと伝えてまいります。

○掛谷委員 よろしくお願ひします。

○田口委員 今回のボランティアでやってくださっている方の実態というところで、私も掛谷委員と同じ意見ですけど、実際に月曜日から金曜日まで毎日朝晩送り迎え、その間にもいろんなことをされています。だから、この辺はさっき言ったように、教育委員会にしっかり言ってもらって改善してもらふ必要があるんじゃないかとは思ひます。ボランティアということでやっていたらということ、余り甘え過ぎるんじゃないかと、それなりに報いる金額がここで必要じゃないかなと思ひますね。意見として申し上げておきます。

○石原委員長 よろしいでしょうか。

ほかになれば質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なきようですので、質疑を終了といたします。

これより議案第94号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第94号の審査を終わります。

***** 議案第95号の審査 *****

続きまして、議案第95号備前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての審査を行います。

議案書43ページからでございます。

質疑を希望される方。

○川崎委員 先ほど議案第94号で深まったんで、ちょっと意見というか質問させていただきま

す。これで改正されて法律的な整備ができたという点は、しっかり議案第94号議案で理解できたんですけど、これは来年4月1日からということになっただけですけど、議案書の51ページ、参考資料で給料表というところに、3番目の教育職給料表の中に幼稚園教諭、保育教諭、保育士が入っただけです。今備前市の緊急雇用問題というのは、保育士の確保ですよね。待機者を平然と半年以上も五、六十人も待機させて、お母さん方が働けない状況に追い込まれているというのは、どう考えても、この改正一つ見ても、何で10月1日から改正して、少しでも法律で整備できて、より待遇がよくなるのかどうか、もう一つそれがはっきりせんのかやけど。法律的整備とともに、特にこういう分野が足らないことであれば、そこを特別に条例でもつくって、廃止するんじゃないからつくるといふくらい簡単なことやろ。どういう雇用形態であれ、待機児童がなくなるということに全力を挙げる姿勢からいったら、私は4月1日じゃなかつたら。10月1日からでもして、給与体系も早急に変えて、臨時職は募集が定員の2倍も3倍も殺到するような状況をつくら

んと、現状打開できないのではないかと思っておりますが、その辺についての問題意識はどう考えておるか、お聞きしておきます。

○河井総務課長 委員御指摘の早急にということではございますが、制度全般、会計年度任用職員という制度全般の中で、今そういった面も考慮しながら考えているということでございます。ですから、ここの教育職給料表のほうも若干変わります。変わるというよりか、今現状と比較するとまた変わってまいります。

それと、この条例の中にもございますが、特殊勤務手当、こういったものも新たに支給しようという形も含んでおりますので、4月1日の改正に合わせてということを考えているところでございます。

○川崎委員 厚生文教の傍聴へ行くと、たしか募集は20人か何かというて。ところが、一覧表を見ると職員は28人足らんような一覧表が平然と出とんじやな。何で20人なのと、最低30人の募集が必要じゃないんかと。正職員と臨時職とのバランスというのがよくもう一つ、現場がわからんで何とも言えませんが、ここだけでも10月1日から特別条例か特別枠でつくるわけにはいかんの。そういうこともせずに、募集に応じんほうが悪りんじやという、何か行政の立場からというたら、そんな態度で臨んどんじやねえんかなとしか見えないんじや。その辺はどんな。廃止するぐらいなら、どんどん追加してつくりゃあよろしいが。実施日じゃって、どんどん必要に応じて実施日を早めたっておかしくないんじやないの。そういうことがなぜできないの、お聞きします。

○河井総務課長 この会計年度任用職員という制度自体は、来年の4月1日からの制度ということで、これは全国統一でございます。ですから、これに合わせて今改定を行っているところであるというのと、確かにその部分だけ変えるということでも、最終的に会計年度任用職員の制度の給料表というものは、決まったものをつくっているわけなんで、そこに合わせつけるには、先に上げてしまうというのと、この給料表の中でも影響する部分というたらかなりございます。そういったのを別枠でつくるというのは、ちょっと現実的ではないと思っておりますので、合わせて4月1日での改定です。ですから、募集もこういったことで、今度逆にこの議案が通れば募集にかかれるということになりますので、こういう条件がよくなった状態での次の4月1日の募集というものが図れると考えております。

○川崎委員 ということは、今20人で募集しとんのは、こういう任用制度に基づく採用ではないということかな、確認のみでお聞きします。

○河井総務課長 はい。委員御指摘のとおりでございます。この制度ではなくて、一般的にハローワークさんを通じて臨時職員の募集をしていると。従前の一般職非常勤職員の募集の制度で、今度廃止する制度の中で動いているものでございます。

○川崎委員 法律論はよくわからんでちょっと勘違いしたんやけど、こんな年度の途中で一般的に募集してもなかなか、よっぽど、ですから給料を2倍、3倍せん限り来ていただけたら

う。だったら、今まで保育士であったり、教員だった、退職なり、結婚とかいろんな理由でやめた職員がこういう任用制度を使って、再度備前市のために、未来を担う子供たちのために保育士で頑張ってみようという意味で、この任用制度がより効率化、待遇がよくなればじゃな、心動くOBもおるんじゃないかなあと思うんですよ。そういう意味で、来年4月1日というのがひっかかるわけですよ。何か早めたらあかん理由があるん。

○河井総務課長 国の改正に基づいて行っており、全国横並びという形でございます。ですから、先んじて、例えば会計年度任用職員の制度をさらに前出しでスタートするのはなかなか難しいかと。逆に申し上げますと、岡山県下の中でも、この制度を構築して来年4月1日から動かすということなんですけれども、今議会へ提案できている自治体は、逆に少ないというふうな状況でございます。おくれおくれで12月の定例会になるとか、早いところで岡山県が6月に条例改正を行っております、それから岡山市、そういったところが行っておりますが、なかなかほかは条例改正のほうが進んでないという状況でございます。

○川崎委員 ますますわからんのじゃけど、条例改正をやっとんじゃけえ、実施日は来年4月1日じゃないと、国が動かないと先に実施したらあかんという理解でよろしいんですか。

○河井総務課長 基本的には来年の4月1日からの制度改正でございます。ですから、保険の関係等もでございます。詳しく申し上げますと、いろいろ出てくるわけなんですけれども、例えば今協会けんぽさんの保険が、例えば共済に変わる方も出てくるということになってまいりますので、来年4月1日のスタートと考えております。

○川崎委員 こういう制度が来年しかフル活用できんということは納得しましたけど、じゃあ一般的な募集をやっているんだったら、私はヨーロッパを見るんじゃけど、正職員より時間当たりの単価が臨時職員のほうが圧倒的に高いんよな。そりゃあ、ボーナスも有給も何もないんじゃから、給料が高くて当たり前だという捉え方ができるわけじゃ。何でというたら、正職員と同じ仕事をしょうるから。だったら、一般的な募集をやるんじゃったら、何で1.5倍か2倍の給与を払うから、時間単位で1,000円じゃったら2,000円か3,000円払うから来てくれえと、そういうことはやらずに、この20人で募集しとんかなあ。ちょっと脱線するけど、参考までにお聞きしたいんや、これとの関係で。

○河井総務課長 募集自体は、教育委員会が行っているものでございます。ただ、制度は今の、先ほど申しあげました廃止するほうの一般職非常勤職員の条例と、この中での制度での運用でございます。ですから、何ら変わりがない、今までと変わりがない募集の仕方を教育委員会のほうで行っているという状況でございます。

○川崎委員 いや。募集の仕方じゃなくて、募集の中身として、せめて幼稚園教諭、保育教諭、保育士だけは特別扱いで、臨時的にでも待機者がなくなるまでという条件つきでもいいから、期間限定でええから、給与を上げるようなことを10月1日からでもするような法律改正というのはいないかな。

○河井総務課長 現行の一般職の非常勤の条例、これを改正すればできないことはございませんが、今現状働いていらっしゃる皆様方を全て引き上げるということを前提になるかと思えます。新たに来ていただく方だけ時給を上げるということは、現実的には不可能でございます。

○川崎委員 新しく採用と現に採用しとる人との比率は、どれぐらいの比率になるん、もし理想の人数だけ採用したら。比率は、8、2になるんか、7、3になるんか、6、4になるんか。

○河井総務課長 今現状で申し上げますと、正規と臨時の割合で申し上げますと、ほぼ半々ぐらいにはなっていないかとは思っているところです。

きょうお配りしている資料があろうかと思えますけれども、こちらのほうで幼稚園、保育園、認定こども園の正職と臨時をそれぞれ足していただきますと、99と99ですので、半々です。

○掛谷委員 来年の4月1日までかなり時間があるんですけど、相当のてこ入れというんか、事務的な時間を要するという意味で今回出されて、出していないところもあるというんですけど、それだけの時間がかかる大きな改正だと思っておりますけど、その認識についてまずお聞かせください。

○河井総務課長 一般的に9月末に議決いただきまして条例が可決されますと、そこからが公募の準備という形になります。それと、国からはこの会計年度任用職員制度が始まるに当たって、新たに必要な職員を精査して、新たな任用を考えなさいと。ですから、極端な話、例えば今3人臨時職員さんをお願いしていますが、本当に3人ですかと。例えば2人でもいいですか、それとも4人要るんですかと新たに置きかえると。勤務時間についてもそうでございます。朝8時半から5時15分、正規の職員と同様の時間だけお手伝いしていただかないと仕事が回りませんかというのを各部署が再度検討して、それに基づいて公募の準備をかけて、広報紙、ホームページ等で募集をかけて応募いただいた方について、面接なり書類選考なりの事務手続を順次行って採用ということにつながってまいります。ですから、10月から準備に取りかかっても、12月から1月ごろにある程度の採用の方々が見えてくるのかなと考えているところでございます。ですから、私どもとしましては、ばたばたでやるのは受験いただく方にも、期間がないとかという方には非常に申しわけございませんので、この9月の定例会に上程させていただいたところでございます。

○掛谷委員 大分わかりました。

これによって、これは職員の制度の大改革と認識しております。ちょっと確認ですけども、特別非常勤、それから臨時職員任用、一般職非常勤、こういう現行がありますけども、会計年度任用職員導入後については、どういう名称になるのでしょうか。

○河井総務課長 非常勤特別職については、今般、今までのとおりでございます。ただ、一般職非常勤とかという表現は、会計年度任用職員のフルタイムとパートタイムというふうな形と、臨時的任用というのは、基本的に会計年度の中で残っていくというふうな形になるかと思えます。ですから、メインは会計年度任用職員という形に変わってまいります。

○掛谷委員 フルタイムについては期末手当とか退職金があると。ところが、パートについては期末手当の対象というのが新設となっているようです。これは、間違いないことなんでしょうか。というのは、パートの方がいただけるものはいただいてもいいんですけども、そういうことをやらないということはないんでしょうね、新設するということがあるんですか。

○河井総務課長 先ほど来、お答えさせていただいております給与等の充実の中で、具体的な項目になろうかとは思いますが、期末手当は法律上支給できないことになっているんです、ただ備前市の場合は従前からパートタイムで週30時間以上の方につきましては、特別賃金というような形でお支払いしております。ただ、こちらのほうがこの制度改革によりまして、期末手当というのが明記されまして、期末手当として週15時間30分以上勤務の方については、期末手当を支給するという制度改革になっております。それと、現状の本市の場合、特別賃金は1.1カ月分というのを年に2回お支払いしております。これが正職員と同様に1.3カ月分ということにふえます。ですから、こういった給与面、手当面等の改正によりまして、一般会計のみで申し上げますと、現状をそのままスライドすると、年額の概算で約4,000万円程度の増加が見込まれるのではないだろうかと考えております。ただ、この増加部分につきまして、新聞報道などでも、国のほうが、年末までの地方財政計画の中で交付税措置を考えていただいているという情報は入っておりますが、具体的な数字はまだ見えていないという状況でございます。ですから、負担がふえるという前提だけが今あるという状況でございます。

○掛谷委員 国は人件費のコストダウンと見えたりするんですけども、ここに備前市の職員数調べが9月18日付で出ております。これは、4月1日付ですけども、どう考えてみても正職が約700人、臨時職員が471人、合計で1,166ということで、備前市としては正職の定数も778とありますけども、目いっぱい正職をとっていくのを前提にしていくのか、部署によってはパートやフルタイムがよりよい方法かもわかりませんが、どういうスタンスで正職と臨時職、パートを含めて考えていこうとしているのか、今後の市の方針を部長にお尋ねをしたい。

○高橋総務部長 定員適正化計画におきましても、基本的には退職補充をベースに考えていくと書いてございます。ですので、今後新たな需要が生じればですが、基本方針としては退職を補充していくという考えでございます。

○掛谷委員 ということは現状の考え方、足りんから補充するということで、正職と臨時職、パートを含めてのバランスは、なぜ補充だから正職にしていこうになっていかないのか、教えてください。

○高橋総務部長 30年度決算の経常収支比率を見ていただいてもわかると思うんですけども、経常収支比率が95.1ということになっています。人件費をふやすというのは、これは経常経費になりますので、これが100を超えるようなことがもしあったとすると、何もできなくなるというのが事実かと思えます。そのあたりもありますんで、バランスを考えてということになるかと思えます。

○掛谷委員 わかる範囲で、他の同じぐらいの規模の自治体で、正職と臨時職の割合は比較して
どなんんでしょうか。

○河井総務課長 細かく比較はしておりませんので何とも申し上げられませんけれども、先ほど
来御質問いただいた保育士なんかは、私もちょっと注目して比較してみたものはございますが、
先ほど備前市が半々というふうに申し上げましたが、赤磐市、瀬戸内市でもたしかほぼおおむね
半々ぐらいになっていたような。逆に、瀬戸内市なんかですと、保育士さんでいうと臨時のほう
が多いと。赤磐市は、逆に臨時が若干少な目という形になっております。

○掛谷委員 その資料をいただけますか。

○河井総務課長 幼稚園、保育園、こども園の部分しか調査してないんですけれども。

○掛谷委員 その部分だけで結構です。後でいただけたらと思います。

○河井総務課長 はい。

○石原委員長 じゃあ、よろしくをお願いします。

○川崎委員 今の任用のところで議論してもいけないんじゃないけど、この資料によると、教育関係
の定数が175人で、正職が148人ということは、27人までは正職員で雇ってもいいという
ことだと思うんですね。だったら、職員が足りないなら、期間途中だけれども、最低20名じ
ゃなくて27名の正職員を大募集しますと言うたら、お産なんか済んだ保育士さんなんか再度
来てもらえる可能性が出てくるんじゃないかと思う。この表から見て運用ができるんじゃないかと思
うんじゃないけど、なぜやらないんでしょうか。

○河井総務課長 現在、来年度、新規採用職員の試験を実施中でございます。ですから、正規職
員を10名募集しているところと、それからあわせて今週末までに川崎委員がおっしゃられ
たような経験者枠、過去に保育士の経験があるような方を対象に追加募集をしている最中ござ
います。

○川崎委員 1週間ほど前に厚生文教で足らんなあという話をしたんです。28人足らんとい
うんじゃないら、最低30、来年度OBというか、何らかの家庭の事情で退職した人を入れると、
40人も50人も保育士さんを募集しとかんと待機者ゼロにはできないんじゃないかなあと。
そういう意味では、まずこの表を見る限り、正職148、教育関係であれば、もう27人は正職
を雇えるんじゃないから、正職27人雇う募集と同時に、10人か20人の臨時職員募集というふう
な形が何でとれないんですかね。なかなか正職員の募集が難しいのであれば、まず、臨時職をそ
ういうふうにしなごら、来年4月1日に向けて、最優先で正職員は幼稚園、保育園関係の保育士
さんに全力投球して、27人の正職へ集中すると。厚生文教委員会を傍聴する限り、そういう意
気込みは全然ないよ。現状なるようになりゃあええとしか聞こえんま時間流れているなあと
いうふうに思うんじゃないけど、どなんんですか。途中でも正職27人採用ということができ
るか、臨時職しかできないか含めて、その辺の考え方をお聞きしておきます。

○石原委員長 済いません。ちょっと休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時38分 再開

○石原委員長 委員会を再開いたします。

ほかに質疑よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なきようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第95号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第95号の審査を終わります。

会議中途ですが、ここで暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時50分 再開

○石原委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

***** 議案第99号の審査 *****

引き続き、議案第99号平成30年度備前市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

別冊の決算書243ページからとなっております。

一括で質疑ございましたらお受けをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なきようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第99号の採決を行います。

本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第99号は原案のとおり認定されました。

以上で議案第99号の審査を終わります。

***** 議案第100号の審査 *****

続きまして、議案第100号平成30年度備前市三石財産区管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

同じく決算書の259ページからとなっております。

こちらにも一括で質疑ございましたらお受けいたします。

○尾川委員 271ページ、繰出金で一般会計繰出金。変動した理由を教えてください。

○梶藤契約管財課長 三石地区の防犯灯の設置費用についての負担を三石財産区のほうで行っております。その補助金の額に合わせて変動しております。

○尾川委員 設置数というのは、ふえとるわけ。

○梶藤契約管財課長 平成29年度が54灯、30年度が56灯となっております。

○川崎委員 271ページの積立金で、35万1,000円ほど基金積立金ということになっていきますけど、こういった財産、現金、預金なんかは誰が管理しよんですか。

○梶藤契約管財課長 三石財産区の現金等につきましては、会計管理者で一括して運用させていただいております。

○川崎委員 会計管理者というのは誰なん。

○梶藤契約管財課長 備前市出納室の会計管理者になります。

○石原委員長 ほかに質疑よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なきようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第100号の採決を行います。

本決算は認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第100号は認定されました。

以上で議案第100号の審査を終わります。

***** 議案第101号の審査 *****

続きまして、議案第101号平成30年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

同じく決算書275ページからとなっております。

質疑ございましたらお受けをいたします。

○尾川委員 285ページに関連しとんですけど、29年度は歳入のほうで保育事業負担金というのがあったような気がすんですけど、30年度にそういう事業はなかったんですか。

○野道吉永総合支所長 29年度につきましては、保育事業というのがございました。こちらのは、財産区の中で植林している部分、こちらのほうは間伐と伐採等を行う事業ということになりまして、その土地を所有したりとか費用がかかりますので、希望があったらという形で行っております。ですので、30年度につきましては希望がなかったということで行っておりません。

○石原委員長 よろしいか。

ほかに質疑ございませんか。

質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なきようですので、質疑を終了といたします。

これより議案第101号の採決を行います。

本決算は認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第101号は認定をされました。

以上で議案第101号の審査を終わります。

***** 議案第114号の審査 *****

続きまして、議案第114号財産の取得について審査を行います。

再び、議案書58ページにお戻りをいただいて、質疑ございましたらお受けをいたします。

○川崎委員 本会議で、市長室はどれぐらいの金額等になるかといった質疑で、何か二、三百万円になるようなことを言われていました。実際に100万円以上のものがほかにあるとしたら正副議長室とか教育長室とか、そういうところではないのかなあと思うんですけども、100万円単位以上のものはそう件数はないと思うんで、この59ページからの備品購入一覧表の中で、名前と金額を言っていたら幸いなんですけど、いかがでしょうか。100万円単位のをもう一回正確に知りたい。

○榮財政課長 100万円単位以上のものということなんですが、市長室の応接セットと、それからあと執務の机と椅子ですが、こちらのほうは、応接セットのほうが135万円ぐらいだったと思うんですが、これにつきましても、机とソファという形でそれぞれ分割して価格が設定されております。単品の定価で100万円を超えるものはありません。

○川崎委員 いや。だから、セットで100万円超えるのは一括じゃろう。セットでええよ。だから、応接セットが130万円、執務セットが200万円じゃと言ったやん、議会で。ちょっと正確に教えてほしい。

○石原委員長 ちょっと休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時00分 再開

○石原委員長 委員会を再開いたします。

○榮財政課長 セットですと、副市長室の応接セットが定価86万6,600円で、教育長室の椅子、机、ソファ、応接セットと同額でございます。

○川崎委員 100万円以下で答えよんじゃから、正副議長室やこうは全部100万円以下。今応接セットを言よんじゃけど、執務セットなんかは200万円とかなんとかというようなことを本会議で言うたような気がするんよ。

○榮財政課長 市長室の執務セットにつきましては、定価で80万700円でございます。

〔「合わせた金額を言ようたんかなあ」と川崎委員発言する〕

それから、副市長室の執務セットが64万7,200円となっております。教育長室の執務セ

ットも副市長室と同じ64万7,200円でございます。

○川崎委員 参考までに、正副議長室は100万円以下でも、ちょっと100万円に近いところの備品についての説明をお願いします。

○榮財政課長 正副議長室につきましては、済いません、ちょっと合計をしてございませんで、単品の金額しかはじいておりませんので、後ほどお答えさせていただいてもよろしいでしょうか。申しわけございません。

○石原委員長 休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時08分 再開

○石原委員長 委員会を再開いたします。

ほかによろしいでしょうか。

○田口委員 本会議で、市長も私は現在のでもいいと言ったんだというようなことなんで、市長の意を酌んで今のものを移してもいいんじゃないかと思うんですけど、担当の方の動き等は。

○榮財政課長 市長の答弁で、市長は今の使っているものでも十分大丈夫だというふうにお答えしたんですが、市長室は、従来重要なお客様を、来られたお客様を最初にお通しするお部屋でございますし、また今の市長のみならず、これから数世代にわたって市長、それから来客の方にお越しいただくところでございますので、私物ではないということを前提に、もう一度昨日市長と副市長のほうで協議をいただきまして、新庁舎の新築にあわせまして、ここで新調しようということで確認をされましたので、今回議案に上程されているものもそのまま審査をしていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○掛谷委員 また担当者と市長、副市長と協議をとということで、長年にわたって使うからそういうふうにしたと。じゃあ、本会議での発言というのは取り消しをすべきだというふうに思っております、そういうふうに形が変わっておれば、それは撤回すべきじゃないかなと、方針が変わっておるんで。黙っておれば、別にそれはそれでいいんですけども、それについてはどう思いますか。

○榮財政課長 市長が議場で言われたのは、あくまでも現有の備品を有効に活用したいという、御自身の思いのあらわれと受けとめておりますので、議場で購入しないというふうに明言したわけではございませんので、撤回をするかしないかというのは市長の御判断になると思うんですが、一応現在の議案のと通りの審査をお願いするという姿勢でございます。

○掛谷委員 余りそこを私も責めるわけじゃないんじゃないけど、そういう発言をされたら、そういうふうには思っちゃうじゃないですか、普通は。だから、そういうのは余りよろしくないんじゃないですかと。そういう気持ちがあるんだったら、みずから何が使えて何を使わないのか、使えないのか使えるのかというようなことで、これは使おうとかいう形で考えがあつてそういうのを発言されたらいいんじゃないけども、私は別に古いんでも構わないですよというようなことをおっし

やるから、ほんなら具体的にそうなるのかなあと思ったりするんだけど、全部撤回して新しいものをやると言われると、そこはなかなか納得ができないなあ。発言せられんかったら別にそんなことは一切言わんのですけど、ちょっと疑問が残るということをおきます。

それで、これ落札が6, 247万円、予定価格より1, 400万円ほど安くなっているんですけども、定価と椅子やテーブルというのは大体どこでもですけど、一括で購入することになると7掛けとか6掛けとかというような話がございまして、実際のところは応接セットなら応接セットがこれぐらい値引きをされているというのがわかれば教えていただければ。定価と実際の額とはどれぐらいの開きがあるのかなと。

○榮財政課長 今回の落札の率ですが、計算をしてみますと、これは消費税抜きで比較ですが、57%ということになっております。先ほど申し上げました、例えば市長室の応接セットの定価を57%で掛け算しますと、理論値ですが、78万3, 675円という価格になります。これは、あくまでも全体の平均を掛け算するとこうなるという結果でございます。

○川崎委員 実際の予定価格というのは、私は定額で出したんだと思うんですけど、定額より1割なり2割引いて予定価格を設定したからパーセントは落札率85.7%になるんですか。今のじゃったら落札率57%になるという話じゃからなあ。だから、最初の予定価格というのがもともと定額というのか、それから何ぼか引いとるからこうなるわけ。何ぼかというたって30%ぐらい引いたことになる、57%と85%だったら。30%弱も定額よりも低い見積もりで予定価格を設定して、それからまた15%落ちた85.7%という落札率になつとるわけやからなあ。

じゃけど、少々安くなったからというたって、はっきり言うて庶民の感覚からいえば、普通10万円を超えたら高額備品だという認識です。ところが、もう一つ何かゼロが違うような定額のものを購入しようというのは、田原市長自身が前市長のときにはどれだけ財政危機じゃあ言ようになった立場からいうたら、そういう豪華なものが必要なのか、そういう金があればもっとほかのところへ、使うべき所へ使えるんじゃないかと思うんです。本当に古くなって使えないんだったら、その時点で、そのときの市長が買えばええだけの話じゃからなあ。

それと、一覧表が出てこんので話にならんやけど、図面をせっかくいただいとんで質問します。

3階の市長室の横に応接室がある、ここにまずお客さんが来るんじやったら、この応接室こそ新品でやるべきで、市長室は二の次じゃないかなあ。先に市長室でお会いして、それから応接室で対談するのかな。どうもこの辺の捉え方も私は理解できんやけど。それは、6階の議長室も同じことが言えますよ、正副議長室は新品になるけど、応接室は古いものをそのまま使うと。どういう考え方をしとんか、ちょっと理解に苦しむ。

○榮財政課長 今回図面でお示しをしております3階の応接室でございますが、古いものと申しましても、まだ新し目というか、状態のよいものがありますので、それはなるべく使わせていただくということと、あとこちらの応接室は市長室へ入られる前にお待ちいただく部屋ということ

で、実際には市長室のほうでお客様にお話をさせていただくことに、市長室のほうにもソファがございまして、そちらのほうで面会をしていただくという想定でここに上げさせていただいております。

○川崎委員 今の説明は、応接室じゃなくて待合室ですよ。そういうふうに理解できれば、6階の議長室の隣の応接室も待合室なんよな。慎重にそういう言葉も選ばんと、本当の応接室が古いものを使うて、市長室、議長室が、新品を使うというたら、どこで対応するんならと。応接室の意味がないんで、待合室なら待合室というような言葉にかえていただくことが必要だと思いますし、まだ出てこんのか、正副議長室を含めてどのぐらいのセットでどのぐらいの金額になるかという資料は。それぐらい用意してくれんと、6,000万円の購入を承認せえというのに、そんなんがすつと出てこんようじゃおえませんよ、何回も注意しようるけど。

○榮財政課長 申しわけございません。

先ほどの正副議長室のところだけ口頭で金額をお伝えさせていただきたいと思うんですけど、よろしいですか。

〔「いいですよ」と川崎委員発言する〕

まず、正副議長室につきましては、執務セットは副市長室と同じものを使っておりまして、64万7,200円なんですけど、正副ということで、これが2セットになります。ですので、倍の金額になります。それから、応接セットにつきましては、副市長室よりも若干値段が下がりますが、85万4,100円と、定価でそのようになっております。

○川崎委員 ありがとう。

○石原委員長 ほかによろしいでしょうか。

○掛谷委員 直接この議案とは関係ないんですけども、古い今まで使っているような備品はたくさん出るとは思いますが、その処分というか、使い道についての計画というのは、どう考えているんですか。

○榮財政課長 現有備品につきましては、まず今回図面でもお示ししましたが、図面の青い調度品につきましては、新庁舎へ持っていきます。それから、それ以外に残る備品につきましては、今現在各施設、それから施設を持ってあります担当課のほうへこれを庁舎以外の公民館といったところで使う予定はないか一覧表にして掲示し、募集をしておるところでございます。

それが予約という形で入りましたら、各備品にはここに持っていくというような印をつけまして、引っ越しの日までそういう状態で募集を続けます。その後どうしても引き取り手がないもので、お金になるようなものにつきましては、引っ越し業者のほうで、引き取っていただくこともできるとお聞きしておりますので、そこで査定をしていただくといった段階を踏んでいきたいと考えております。

○掛谷委員 ありがとうございます。

私も会社へ勤めているときに、ある施設をやめるときに従業員にお分けすると。値札はついた

りして、そういう市民にもどうぞといったことなんかも少し考えたらどうか。業者さんに一括は簡単なんですけども、市民サービスじゃないですけど、そういうことも考えられるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○榮財政課長 確かに、市民の、個人の希望の方へお渡しするっていう方法もあるかとは思いますが、それをいつやるかというところと、それからあと新庁舎ができて、そちらのほうへ引っ越しをしまして旧の庁舎を今度解体ということになります。そのまでの間、市民の方が残った備品をそこで見定めて持って帰る時間がとれるのか、ちょっとまだそのあたりが不明ですので、またそれにつきましては検討させていただきたいと思っております。

○掛谷委員 これ以外に電気、パソコン、電動機というんか、そういうところが残ってくると思うんですけど、それはいつごろ入札というんか、考えられとんですか。

○榮財政課長 現在ほかに必要な電化製品、例えばシュレッダーとか、そういったものがどれだけ要るかを確認しておる状況でございます。入札が必要なものにつきましては、当然年内といえますか、早急に手続に入らせていただきたいと考えておりますし、また単品で入札をしなくても購入できるものについては、その後、随時調達をするということも考えております。

○川崎委員 関連なんですけど、市長室はめったに行かんからようわからんのやけど、ここで見れば、委員の机よりそっちのほうの方が何か新しいんじゃ。だけど、ごっそり変えるようになってんじゃな。椅子はそのまま使うというて、これぐらいは少し古いから変えてもええんかなと思うけど、さっき市民にということ掛谷委員が言われましたけど、私はその前に町内会、社協だとかいろんな市の団体があるじゃないですか、そういうところと連携して、要りませんかというような問い合わせやこうは済んどんですか。これから、解体の事業費も予算計上されていますし、ここまでこういうふうなことができるんじやったら、実際に使わない廃棄用のものについて、例えばこれほどこへお嫁入りに行くんかなあと。こんなもん、簡単に業者に二束三文でとられるより、無料で社協じゃあ、病院、保育園とか、この机で十分だということでは幾らでもあると思うんよ、市民団体を含めて。そういう準備はしていますか、確認の意味でお聞きします。

○榮財政課長 今執行部席のほうに机がありましたが、こちらは新庁舎で使わせていただくような想定をしております、これにつきましては、図面でいいますと5階の左側のほうに会議室がございますが、そちらで活用させていただく予定にしております。

それからあと、町内会ですとか小さな自治公民館につきましても、教育委員会なり市民協働課等を通じまして要望をとっていただくように現在声かけをしておりますして、既に公民館等からどういったものがあるのか確認の電話も入っておるようでございます。できるだけ有効にそういった市民、市民団体に活用していただくことを考えております。

○川崎委員 もう一つ身近な、議員控室の応接セットというたらいいんか、机といたらいいんか、その行き先はどこなんでしょうか。この図面を見る限り、全部机は変えるということになると。

○**榮財政課長** それもあわせて各課へお伝えをしておりますが、今のところ要求してこられたところはございません。

○**石原委員長** よろしいか。

ちょっとまた休憩させてください。

午前 11時28分 休憩

午後 1時00分 再開

○**石原委員長** それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

休憩前に委員会から執行部に対しまして資料をお願いしておりましたが、皆様方に配付をいただいております。御確認いただいて、質疑がございましたらお受けいたしますけれども、いかがでしょうか。

○**田口委員** 結構な点数がありますけど、その前に、同僚議員が市長室の応接セット、副市長室の分も含めて質疑をしたときに、市長は今ので十分だということを申し上げておりますというように言っておられるんですね。そういうことも含めて、実際に市民の方と一緒に市長室へお伺いして座っていても、ふかふかし過ぎて逆に座り心地が余りよくないなと思うぐらい立派なものです。議長、副議長室の分も含めて十分使用にも耐えられる、何ら写真を撮っても特にどこが問題ということも起きないだろうと思うんですね。市長がそうは言ったけど、今の備品については何十年も使っているというように言っておられますけど、私たちは、それは傷んでくれば替えてもいいだろうと思えますけど、現に座らせていただいて立派なもんだなあという感じを持っています。そういうのも含めて、ほかの備品についても、もっとしっかり裁量できるものがないのかも含めて検討していただきたいということは要望しておきます。

○**石原委員長** 御意見として。

○**川崎委員** 職員の皆さんが使うデスクワゴンと執務椅子ですか、世の中、ここまで値段が高くなつとんかなあと。セットでも我々の時代は1万円、2万円の時代だったんじゃないかと思うんだけど、机はある程度しっかり棚があったりじゃけど、椅子が4万円もせにゃああかんのかなあ。そこの後ろのやこうでも5,000円か1万円もせんのかなあ。ちょっとそういう、椅子が336脚と一番多いんで、せいぜい椅子は1万円か2万円、机は三、四万円で十分かなあと思おうたんじゃけど。今のと比べても相当高級品なんかな、それとも今のがそれぐらいの値段がするもんなんかな、ちょっと確認の意味でお聞きしておきます。

○**榮財政課長** 椅子の値段ですが、定価では4万500円というふうになっておると思うんですが、先ほど言いましたように平均ですけども定価から57%の額で購入ができるということです。

それから、今の執務椅子よりも少しスリムな格好で、軽目でありますし、それから幅も少し狭いといったようなものでありますが、十分使用に耐え得るものでございますし、それから今後何年もわたって使っていくものでございますので、量販店に行けば、確かに1椅5,000円とか

6, 000円の椅子もございますけれども、品質の担保という点でメーカーから取り寄せと考えております。

○川崎委員 もう一点は、本会議で質問になりました30万円から高いのが50万円ぐらいの数字なんですけど、大きい庁議の部屋なんかは70万円というのは大きい机なんだから、ちょっと値段的にはぴんときませんけど、こういうのはどんなんですかね。何か材質から何から全然違うもんを使うとんかなあ。ちょっとどういうイメージかぐらい。できりゃあカタログぐらいもらええのに。そういうもんぐらい配る配慮があってもええんじゃねえん、認めえというんじゃったらよ。

それともう一つは、市長が今のままだもええと言うとんの勝手に部長や課長の判断で決裁できるんかな。本会議でどういう立場で物を言うとんかわからんのじゃ。委員長から注意勧告をせんと、官僚体制になってないが。トップが判断してないことを部下が勝手に発注して入札させたんかというような印象でしかとれん。最終的に入札の決裁を市長がしとんじゃったら、市長は認めとんでしょ。だったら、ああいう本会議場での答弁というのは、訂正してもらわんといかんことになると思うんですよ。何かきのうも市長と打ち合わせしたとか聞いていますから、内々で済ます問題じゃないよ。公で永久に本会議場の議事録が残るんじゃから。

○石原委員長 ちょっと待ってください、その件で。

○高橋総務部長 この備品の購入の額につきましては、当然市長決裁の額にもなっておりますし、市長の決裁もちゃんといただいた上での処理をさせてもらっとるんで。あのときは、もったいないものは使うという、備品で使えるものは使おうという市長の意思表示だったと私どもは思っております。書類の上では、きちっと決裁はいただいております。

○川崎委員 いや。決裁をいただくということは、こういう定価のもんが、最終的には57%か6割程度に落ちつくということは、予定価格も1割か2割落とすとるからそういう金額になっとるわけじゃ。そういう金額で発注しますよ、よろしいですねという確認をしてないの。決裁しとるということは、了解したということじゃないん。だったら、ああいう答弁は間違いで。これから入札するんだったら問題ないけど。

○高橋総務部長 そうおっしゃるんならそうだとは思いますが、決裁をいただいて事務処理をしていないんなら問題があると思いますが、これで私どもがお叱りを受けるというのは、どちらかというとおかしいと私は思っております。

○川崎委員 部長以下に言ようるわけじゃねんじゃ。市長がああいう答弁をした本音は一体何だったのか。決裁したということは、こういう金額について市長に説明し、了解をとったんですかという確認をしょんじゃ。合わせたらセット全体で二百数十万円になるわけじゃろ、定価でいうたら。それを事前に市長に懇切丁寧の説明をしたんかどうかを確認したいと言よんじゃ。

○高橋総務部長 もちろん、職員だけでやってしまうということはありませんので、市長には説明に上がっております。

○川崎委員 じゃから、説明して、そのときには了解をもらおうたんじゃな。

○高橋総務部長 もちろん、勝手なことはしておりません。了解をいただきました。

○川崎委員 そういうことなら、この議案がどうなるか知りませんが、本会議で、現状のものを使うことでいいんだと、さもこういう購入はまずいいんだという発言は、ある意味ではうそをついたことになると思うんですよ。議会にふさわしくない発言ということで私は結構注意されるんやけど、最もふさわしくない発言を市長はしている可能性があります。何らかの注意勧告、委員長からやるのか、議長を通じて、本会議場ですから、やるかしないと、適当に茶化して答弁を逃げたらそれでいいという問題ではないと思います。ちょっとそこら辺ははっきりさせたいと思いますから、同僚議員もどう言われるか意見を聞いて、それなりに、委員長、まとめていただけたらと思います。

○石原委員長 そうい委員の意見がございます。過日の質疑での市長の答弁の内容についての御意見でございます。委員長にも見解を求められておりますので、後ほど私の考えを申し述べるとして、まず委員の皆さん、御意見がございましたら。

○田口委員 やはり川崎委員が言われるように、問題があるんだろうと思います。

市長もこういう思いがあるんでしたら、市長みずからリーダーシップをとって、こういうものは今使用しているものを全部使えという形でやればできることなんで。当然、傷んでくれば変えやあいけんもんですけど。この内容を認めて、これでやりなさいっていう判こを押しているんでしたら、こういう発言はしてほしくないなど。印象操作みたいな感じになるでしょ、そりゃ。市長は、古いのでええと言よんに職員が勝手にやっとなんじゃというように思われますよ、こういう発言を認めたら。何らかの形で、これはさっき川崎委員が言われましたけど、この委員会として言うか、何らかの形で議論して、執行部側の対応が必要だとは思いますが。

○石原委員長 という意見もございますが。

ちょっと休憩させてください。

午後 1 時 1 3 分 休憩

午後 1 時 4 0 分 再開

○石原委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先日の市長の本会議場での質疑への答弁、誤解を招いたという問題視をされる委員の意見もございました。この後、委員の皆さんにお諮りをいたしますので、過日の市長のこの件に関する答弁の部分を問題視して、何らかの形で、最終日の委員長報告に委員会ではこういう議論があったということ盛り込んで注意喚起を促すべきだという方の挙手をお願いしたいと思います。

[賛成者挙手]

結構でございます。

その御意向の委員が多数でございますので、最終日の委員長報告において、委員会ではこういう議論、申し入れをすべきという意見が賛成多数でまとまりましたということで報告をしたいと

思います。報告の中身につきましては、しっかりと調整をしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

じゃあ、この件についての市長の本会議場での答弁についてはそこまでなんですけれども、そのほかの部分で質疑がございましたら。

○田口委員 新庁舎の建設そのものに対して、党の市議団は急ぎ過ぎではないかということと同僚議員の一般質問でも言っております。

このたびの件も、ばたばたして時間のなかでやっているということで起きていることではないかと思っております。ちょっと無理をしてやっている、その結果がこういう形で出てきているんだと思うんで、その辺は数も多いことですし、もっとこう集中してしっかりやってもらわないと、また同じような問題が起きると思っています。そういう意味で、この予算に注意喚起するという意味でも、私はちょっと反対をせざるを得ないと思っております。

○石原委員長 そういう御意見が出ました。

○川崎委員 本会議で中西議員から改めて一覧表はいただいとったけど、金額については出てなかったんでぴんときてなかったんですけど、私は市長が市議時代にどれだけ備前市の財政危機を議会で訴えてきたことか、そういうことを考えると同時に、このまま人口減が行けば確実に3万は切る時代が来るわけで、そういう意味では建物だけでもぜいたくじゃないかという一方の批判もありますけれども、これからの備前市を担う若い職員及び議員のためにも、耐震化ができて安心できる拠点で議会活動、行政を担ってほしいという立場から私も賛成してきましたけれども、市長室や副市長室、議長室を入れてセット全体で100万円を超えるような金額のものが本当に必要なのかということをお考えますと、私はせめて数十万までかなと。単価が高くなるとんのは事実でしょうけど、実質は大分安いんですけど、そういう意味からいけば金がないという備前市からいけば、こういうところこそ節約すべきだと思いますんで、こういう高額商品について、一括での備品購入は認められないということ、そういう意味でこの契約は反対だということを表明しておきます。

○石原委員長 ほかに御意見はよろしいですか。

済いません。委員としての発言を希望しますので、副委員長に委員長の職務代行をお願いしたいと思っております。

[委員長交代]

○藪内副委員長 それでは、これより委員長の職務を務めさせていただきます。

○石原委員長 先ほど来、この議案に対して反対すべきという意見も出されたんですけども、この後、採決ですけれども、入札も終わって、仮にこのタイミングで委員会において、また最終日において、この議案が否決となった場合、後の影響はどのようなものが想定し得るのかお聞かせいただけたらと思うんですけども。

○榮財政課長 仮に否決ということになりますと、現在締結している仮契約は不成立になります。

す。入札をもう一度やり直す。やり直すにはもう一回単価の設計をしまして、それから指名委員会等にかけて、改めて市長に予定価格を入れていただくようになりまして、大幅に備品の納入の期日がおくれてまいります。たくさん生産しているものはいいんですが、物によっては大きなもの、例えば金庫とか、大きな棚、こういったものは恐らく受注生産になる可能性がありますので、そういったものの納期がまたおくれるということになるかと思えます。そのあたりがちょっと不安な材料にはなってくるかと思えます。

○石原委員長 委員長としての発言が終わりましたので、委員長の職務を交代いたします。

[委員長交代]

ほかにこの件につきまして意見等がございましたら。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なきようですので、質疑を終了といたします。

それでは、これより議案第114号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり]

御異議ありとのことですので、挙手により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

結構でございます。挙手多数と認めます。よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

続いて、少数意見の留保を希望される方の発言を許可します。

○川崎委員 先ほど言いましたけれども、厳しい財政、また厳しい人口減の中で、私はセットで数十万円というのは、家庭より少しいいものという意味では許されるのかなと思っていましたけど、それが100万円を超えるような単位で市長、副市長、議長室、教育長室もですか、そういう金額というのは、備前市の財政規模というんですか、将来性も非常に厳しい中で、少し高過ぎるのではないかと思いますので、ぜひそういう点は、財政問題として、購入が全部悪いんじゃないくて、一部職員のデスクなどはより立派な効率的なものがいいんでしょうけど、市長室、副市長室、議長室というのは、基本的には余り執務をする場所じゃなく、来賓を迎えるぐらいなら、別に備前市は100万円単位じゃなくても、せいぜい数十万円でも十分備前市らしい質素な備品をそろえているなあという印象のほうがいいと思いますんで、そういう立場で少数意見を留保したいと思います。

○石原委員長 ただいま意見がございました。

ただいまの意見に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

結構でございます。所定の賛成者がありますので、少数意見は留保されました。
本日中に少数意見報告書を作成の上、委員長までの提出をお願いいたします。
以上で議案第114号の審査を終わります。

***** 請願第6号の審査 *****

続きまして、請願第6号日米地位協定を見直し米軍による事件・事故から国民の生活、暮らしの安全が守られるよう措置を求める請願でございます。

これまで継続審査となっておった案件でございますけれども、取り扱いを御協議いただければというふうに思います。

御意見、お出しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○田口委員 この件は、皆さん御承知のように、全国知事会でも政府に要求している事項であります。米軍の基地とか自衛隊の基地を抱えておられる自治体とか県は、実際に行ってみると想像を超えるような負担を負っております。市民生活もままならないような地域もあります。そういう意味で、私はこの請願を早く上げて、政府に善処を求めるのがいいだろうということで、ぜひ採択していただけたらと思います。

○石原委員長 ほかに御意見ございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これより請願第6号を採決いたします。

本請願を採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議ありとのことですので、挙手により採決を行います。

本請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

可否同数であります。よって、委員会条例第17条の規定により、委員長が本請願に対する可否を採決いたします。

委員長は本請願について採択と採決いたします。

休憩をいたします。

午後1時54分 休憩

午後1時55分 再開

○石原委員長 委員会を再開いたします。

ただいま採択されました請願の意見書については、賛成委員の中で取りまとめて、議長へ提出をお願いしたいと思います。

それでは、委員会中途ですが、ここで暫時休憩といたします。

午後1時56分 休憩

午後2時08分 再開

○石原委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

***** 報告事項 *****

それでは、この後は執行部からの報告事項がございましたらお受けしたいと思います。

○藤田危機管理課長 それでは、危機管理課から1点報告をさせていただきます。

備前市と備前市社会福祉協議会との災害時における災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定の締結についてでございます。

昨日、9月17日に備前市役所において田原市長と備前市社会福祉協議会会長が出席されまして、基本協定調印式を行いました。本来、8月15日に行う予定でありましたが、台風10号の接近によりまして延期していたものであります。

この協定は、備前市地域防災計画に基づき、市が体制を整備し、社協が設置、運営するボランティアセンターに関し、災害発生時における災害応急活動を展開するセンターの協力体制について必要な事項を定めております。

センターの活動内容としましては、市災害対策本部との連絡調整、被災地ボランティアニーズの把握、それからボランティアの受け入れに関する事務や活動に必要な資機材、物資の調達及び供給、上部団体への活動要請といったことになっております。

協定の有効期間は、令和2年3月31日までとなっておりますが、双方から何らかの意思表示がない場合は、自動的にさらに1年間延長されるものとしております。

○岩崎企画課長 企画課から2点報告します。

1つ目は、学び直し事業といたしまして、備前市夜間学び直し事業開講式が9月14日18時30分から日生中学校で行われました。

この事業は、岡山県の補助事業で10分の10の補助率で、市は社会教育課が主管する事業でございますが、メニューの中で、外国人を対象に小・中学校程度の学び直し、日常会話程度のものですが、できることとなっていることから、備前市においても外国人を生活者として受け入れ、多文化共生社会の構築を目指すということから事業参加しているものです。生徒の出席は、日本人1名、社会教育課関係の方、ベトナム人が6名、企画関係の計7名の出席でした。現在の外国人の申し込み状況におきましては、7名に事業所一個人で、国籍の内訳はベトナム人6名、ブラジル人1名となっております。開講日につきましては、毎月第2、第4金曜日で、1回当たり50分授業を2回行う時間割りとなっております。

続きまして、人口動態につきまして御報告させていただきます。

お手元に資料をお配りさせていただいております。

まずは、令和元年度8月末時点の状況から報告いたします。

備前市の人口動態、住民基本台帳という資料をごらんいただきたいと思います。

現在の状況は、前年同月と比較し、自然動態におきましては大きな変化は見られませんが、社

会動態では転入数が昨年より減少傾向で、転出超過が続いているというような状況です。昨年は、外国人の流入が多く見られましたが、ことしは外国人の伸びが停滞しているようにも見えます。外国人の総数が減少しているわけではありませんので、外国人労働力の必要枠はある程度一定に達したか、またはそういった先取りの導入段階が一時安定したのかというようなことでの状況でないかと分析しております。また、今後の動向に注意したいと思います。

続きまして、地区別人口推移と、もう一つ右側には人口ピラミッドを載せています。

これにつきましては、6月の委員会におきまして、地区別年齢区分による人口動態がわからないかとの御質問をお受けましたことから、調査検討しましたけれども、余りにもデータが膨大で、詳細過ぎる資料になりますので、こちらにつきましては、まずは小学校区単位での人口推移から説明させていただいて、その中で特徴的な地区を抜粋して人口ピラミッドによる年齢区分を示す、そういった傾向を分析した結果を説明、報告させていただきたいと思います。

それでは、資料の地区別人口推移のほう、左側の資料をごらんください。

合併時点から30年度末までの人口を地区別で比較しております。

増減率①では、平成26年度末までの10年間、増減率②ではその後、現在までの直近の4年間の傾向を示し、増減率③では合併後から現在までという形での比較をさせてもらっています。

①から③まで全ての小学校区で減少しております。①で、全体減少率は一番下の欄のマイナスの13.1%ということで、これを小学校区単位で超えている地区におきましては、片上地区、伊里地区、東鶴山地区、三石地区となっております。②の段階では、直近の状況におきましては今申し上げた地区に加えて日生、吉永が加わっているというような状況がわかります。③の合併後からの状況もほぼ同じような傾向にあると思います。

これらのことから、伊部と片上を境にしまして、西と東で人口減少のスピードが大きく違っているというようなことがわかるかと思えます。香登も伊部も減少率が下がっているだけで、人口増に転じているわけではありませんけれども、それでも東地区の減少のスピードが高いというようなことが言えると思います。

次に、人口ピラミッドにおきまして、年齢区分による推移をごらんいただこうと思えますので、右側の人口分布のグラフを見ていただきたいと思います。

このグラフにつきましては、香登、伊部、片上、伊里を抜粋させていただいております。

年齢区分で男女別に棒グラフ化されております。皆さんも御存じのような人口ピラミッドと言われるものです。

直近の4年間の人口比較と同時に見たいと思えます。

全体で、人口におきましてはマイナスの6.5%の減少率でありますけれども、それよりも香登、伊部はそこまでは行っていないというような状況にあると思えます。片上、伊里では、それ以上に減少率が高くなっているという傾向が見てとれます。年齢階層の傾向におきましても、香登、伊部ではその人口ピラミッドがつりがね型というような形で、若年層は確かに減っては来て

おりますけれども、出産数や転入によって、ある程度維持はされているのかなというところで特徴的に見てとれます。一方、片上、伊里におきましては、つぼ型というような形で、底の部分が絞られている様子がよくわかると思います。出産数の減少や転出によって減少が加速しているというような状況が見てとれます。

これらのことから、皆さんも御存じのことと思いますけれども、人口動態におきましては、先ほども申し上げましたが、伊部と片上という、そういう間のところではっきりとしたラインが引かれているように見られます。

やはり、岡山市中心部への交通利便性をベースに、教育ですとか商業圏への指向性が強いのかなという思いがあります。働き場所が備前市内にある場合におきましても、長船や瀬戸に住居を構えるというようなことでのバランスをとっているというようなことでの合理性は、こういった状況からもわかるのではないかなと思いますし、備前市内におきましても、そういった利便性を重視して伊部や片上を選択する方がまだ多いのかなという状況と理解しております。

○坂本日生総合支所長 日生総合支所から備前市社会福祉協議会日生総合支所への事務所移転について御報告をさせていただきます。

日生総合支所配置図という図面を資料としてお配りしているんですけども、そちらの右肩の枠で囲んだ太字の部分へ入居していただきたいということで計画いたしております。

現在の社協の日生支所につきましては、日生総合支所から250号、駅のほうへ50メートルぐらい下ったところにあるんですけども、この場所には、以前東備消防組合の日生分駐所がございまして、南部出張所に移った経緯により、旧日生町が平成12年4月に不用になった建物を譲り受けたものでございます。現在は、土地と建物は市が無償で貸し付けているという施設でございまして。

建物につきましては、昭和50年4月に建てられたもので、鉄筋コンクリート造2階建て約190平米でございます。建築から既に44年が経過いたしまして、老朽化が進んで、クラックなどによる雨漏り等で業務に支障を来していると。また、消防署の分駐所ということで、特殊な施設ということもあって、事務所としては使い勝手がいいものではないと伺っております。日生の総合支所では現在使用していない、先ほど図面に示した部分、こちらは平成8年度に増築した部分ですけども、そちらへおのおの施設の有効活用、また公共施設のマネジメントの観点からも移転してもらいまして、社協には引き続き福祉事業を継続してもらおうということで協議を進めておりまして、大筋では合意をしてもらっている状況でございます。

移転時期につきましては、来年になりますが、令和2年の夏ごろが適当ではないだろうかということで、できれば市民が混乱しないように、早目に決定をいたしまして、周知をできればと考えております。

移転費用につきましては、基本的に市が負担することで、これも調整中ございまして、維持費等はお互いに区分する必要がございまして、電気メーターやセキュリティーの関係、また間仕

切り等の整備についても必要ではないかと考えております。予算については、来年度の当初予算で対応できればと計画中でございます。

それから、移転後の跡地につきましては、これは余剰財産として財産処分をするという方向で現在考えております。

○石原委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、報告事項を終わります。

ただいま大きく4件の報告事項がございましたけれども、それぞれにつきまして質問等ございましたらお受けいたします。

○川崎委員 先ほど危機管理課から防災の関係やったんかな、社協と協定を結んだというような流れからいいますと、前から社協があつた狭苦しいもと消防の跡にあること自体が問題だということ、出席者からも出とったんで、いいことだと思いますけど、せっかく変わるんじやったら、残りの会議室があるけど、これを全部開放して、いろんな会議を使う場に全部使わせてやったほうがいいんじゃないかと思ひます。

というのも、危機管理でいうと、常に私も町内会長を兼ねとっていろんな代表になつとんやけど、自主防災組織と社協のどちらが実際の自然災害のときに機能的に動けるんかなということ、を常々思っています。独居者の把握は社協がつかんでいるんだけど、避難ということで、健康者が逃げなければならぬような危機的な状況においては、社協では物足りなくて、自主防災組織が中核になってやるべきということも思っています。

社協がこれぐらいの場所でええんじやったら、残りは自主防災組織の日生分駐というんか、そういうところに移ってもらって、そこで社協と連携しながら避難訓練から何からやれば、より人災は少なく済むんじゃないかということも思ひますんで、ぜひ社協にエリアを広げていただくと同時に、地域では自主防災組織との課題が重なる面が多いんで、自主防災組織も使えるような、何らかの柔軟性の持った部屋にさせていただけたらと思ひます。これも要望なんで、意見を聞くより検討して、そういう方向がいいなら、せっかく開放するんじやから、全面開放したほうがいいという立場で要望しておきます。

○石原委員長 この件ではかに。

○掛谷委員 社協との災害ボランティア協定を9月17日に調印をされたと。

これは、1年単位での更新になっていますけど、何でずっと継続ではなくて、1年単位になるんですか。まず1点、お尋ねします。

○藤田危機管理課長 自動的に更新するようにしております。

○掛谷委員 自動更新ということは、どちらかがやめますと云わん限り継続ということで捉えてよろしいですね。

○藤田危機管理課長 はい。

○掛谷委員 ただ結んだだけではないと思うんですよ。これをするによって備前市として具体的にどういう支援を考えているのか、教えてください。

○藤田危機管理課長 当然被災しましたら、まず、市ができる限り人員的な支援もさせていただきます。当然、場所の提供をしないといけないと考えております。それと、運営面についても当然人の範囲に入るとお思いますのでそちらの支援と、この協定書の中には、センターに係る費用は原則として市が負担するというようになっておりますけれど、被災しますと全国からいろんな義援金であるとか寄附が集まってくると思います。そういったお金については、このセンターの運営に充てることができることになっておりますので、そういった費用も当然この運営には使うということになるかと思えます。

○掛谷委員 これは、災害が起きてからの活動になるんですよ。そして、事務局は社協へ移ると。ボランティアの部分だけは社協が取り扱っていくという考え方で、市は応援する、関与はするけど社協がほとんどやるというお考えだったと思うんですけど、間違いないでしょうか。

○藤田危機管理課長 おっしゃるとおりでございます。

○田口委員 社協が入る場所ですけど、その手前に国際交流センターもあると思うんですよ。現在、正面の玄関から入るか、西側から入るかしないと、そこへ行けないんですよ。ほかのところへ出入り口を設けていただかないとだめだと思うんで、その辺をしっかりと、どこから進入すれば一番入りよいかという検討をしてほしいんですよ。土日とかだったら、当然正面が閉まっているという前提でいっとなんですけど、社協が使う場合、正面玄関も開放しとくんかも含めてしっかり検討していただいて、東側もちょっと上がりにくい、北側からもうちょっと裏に旧公民館があったりして崖になってますんで、しっかりと出入り口を、一番どこが皆さんは出入りしやすいかということをしっかり検討していただきたいということを要望しておきます。

○石原委員長 要望でよろしいですか。

○田口委員 はい。

○掛谷委員 日生の社協がここへ入る。これは、平成8年ぐらいに改築したんで、耐震性があると思う。お聞きしたいのは、ここには防災センターが載っていませんけども、この日生総合支所で、結局耐震がないところはどこの部分かということをお聞きしたいんですよ。

○坂本日生総合支所長 図面を見ていただきたいと思えます。

太枠で囲んだ部分のところの下にトイレがあるんですけど、ここから左がもともとの庁舎でございまして、そこに増築をして社協、会議室、小会議室、国際交流センター、この部分は平成8年に増築しましたんで、耐震はあると。それ以外の部分はございません。防災センターは耐震がございまして。

○掛谷委員 ということは、私が言うたことで合うとるね。

○坂本日生総合支所長 はい。

○石原委員長 ほかの件、よろしいですか。

○尾川委員 人口動態のことについて、何点かお聞きしたいんですけど、29年度末と30年度末の各地区、例えば、香登でいうと大内の29年度末が966人、30年度末が985人ということになっと思うんです。ほかは減少しとんですけど、そういう増加あるいは横ばいといったところについての見方というのは、どう見られとんですか。

○岩崎企画課長 個々の地区の増減についてどういった理由かというようなところまで詳しく見えてはいないんですけども、例えば西鶴山の畠田の増減率②のところの13.3%ですとか香登西についても、①の10年間でマイナス13.2%であったものが直近の4年間では△10.4%ということで、香登西についてはかなり直近のほうが減少率が高いというようなところにつきましては、ここは恐らくNTN社宅の移転によりまして、香登西から畠田へ独身寮が移ったということでの影響が一番大きいのかなあというふうに思っています。大内に関しましては、ちょっとそこまで具体的なものは調べておりません、申しわけございません。

○尾川委員 せっかく小学校区で大字まで調べて分類しとんですから、何か見つけ出せられるものがあれば、相変わらず600人ぐらい減ってきとんかなという現実なんで、変な質問をするけど、どこまで行くと思うとんですか。この数字を並べて見て、どういう観測をしておられるのかなあと思うて。私もよう見てみんやあいけんと思よんですけど。

○岩崎企画課長 人口ビジョンにつきましては、まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョンということで、総合戦略をつくるときに人口推計をしております。そのときに、2020年から30年、そのあたりで3万人を切るのではないかなあというような予測がされています。それは、いろんなパターンがありますんで、最悪のパターンであったり、最高のパターンであったりというようなことがあって、一概には言えませんが、そういう意味では、まだ今の時点での人数が3万4,000というところですので、そのときのパターン1、今まで何もしなければ3万3,000という数字が出ております。そこから行きますと、4パターンあって、3万2,900から3万3,800というような、そのときの推計でありましたけれども、今現在は3万4,209ということであれば、若干はそこまでは行ってないのかなあというふうには思っておりますが、これをもう少し手だてをすれば、幾分かは緩やかなカーブとして、下向きに向くことは仕方ないかとは思いますが、それをなるべく抑えていけるのかなとは思っております。

○尾川委員 私らが見ようたら、大体こんなもんは途中でとまるような気がすんですよ、ある程度落ちついて。なかなかこんな落ちつかんという現実というのがちょっとショックを感じとんんですけど、ちょっとお願いというか、小学校区で将来の推定人口というのを出せるんじゃねんかと思うんじゃけど、どんなですか。

○岩崎企画課長 人口推計を正確に出そうと思うと、かなりいろんな手法が要りますんで、そういう意味で、来年度総合計画と総合戦略を同時に見直す予定にしております。その時点で新たな人口ビジョンを策定、推計しますので、来年度中にはそういった詳しい資料をお示しできるかと思います。

○尾川委員 要するにここのところで少し安いソフトがただで貸してくれるのがあると思う。ただ、データを入れにゃあいけんからデータを準備せにゃあいけんけど、どういうふうに住んどの人に危機感を植えつけて、あるいはどうしていくかというのを市民にも考えてもらわんと、どうも何年見てもこれは同じ結果が出てきとるわけで、何かその辺の工夫を、それと人口ピラミッドを見ても、これは本当に先細りで大変じゃなあというて認識だけなんですけど、その辺はどんなですか。何かええ方法はないですか。

○岩崎企画課長 先ほども申し上げましたが、ある程度正確なものとしましては、来年度策定する時点でお出しはできるかと思いますが、それまでにそういったのが、簡単なものになるかもしれませんが、できるかどうか検討させてやってください。

○尾川委員 また戻るんですけど、この人口推移で、少し大変ですけど、まず余り動きがないのは何が原因でそうなつとんかというのを、極端に減つとるところと両方抽出して、全部というたら大変じゃろう。それと、近隣の自治体との出生数とかの比較、そういったものをまたデータをつくってもらえたらと思うんです。いかがですか。

○岩崎企画課長 はい。検討してみたいと思います。

○尾川委員 よろしくをお願いします。

○掛谷委員 一番右の増減率③、合併後から現在までの14年間を見たら、山と島だというのがはっきり言えると思います。非常に過疎になって、どうしても島と山がそうならざるを得ないと。これは、非常に難しい問題に思う。ただ、1つだけ友延地区というのはそう田舎でもないんだけど、約40%減っているんですけど、ここだけどういうことでこうなってるんかというのがわかりますか。

○岩崎企画課長 これは、パナソニックであろうかと思っています。

○掛谷委員 やっぱりそうだ。

それで、これからどうするかという話を余り言い過ぎてもいけないんですけども、例えば伊部、浦伊部地区というのが土地としてはど真ん中であって、広大な土地があるわけです。これからの備前市を根本から変えようと思って、魅力のある町にしようと思うたら、あそこの活用以外にないんです。

この間、私は岡山市北長瀬のハッシュタグという新しい町を見に行きました。それから、数年前には山形だったかオガールって、そこは町なんだけど、新しい町をつくっているんですよ。北長瀬のところの町に行ってみてください。若い者が来やすいような、そういうまちづくりをしたきれいな町ができています。

ですから、この伊部、浦伊部地区をいかに早く開発を手がけて、若者が住んでもらえるようなことを根本的にやらなんだたら、この備前市の改革というか、まちづくりはなかなか難しい。それぞれの各地区で頑張るのは、それはもちろん結構です、やらにゃあいかん。だけど、新たな町をつくっていく発想というものを持っていかないと、多分備前市の人口は減る一方です。

ただ、言えるのは、伊部から西側はそんなに減っていません。理由は岡山に近いとか交通の便利がいいから減っていないというのはわかるんです。この人口動態で、人口が500人も減っていくのを根本的にゼロからプラスへ持っていかうと思うたら、本当にそういう考えでやっけないとストップできません。ということで、これは佐藤部長か、企画か総務かなあ、そういったまちづくりを根本的にやっっていく方針をだんっとう出してほしいと。出しているんですけどね。そういうところの考えは、どう思っていますでしょうか。この人口動態からどうやったらそういうことが転換できるか。難しい問題ですけど。

○佐藤市長公室長 伊部、浦伊部地区の区画整理事業を廃止した後の土地についてのお話であろうと思います。現在都市計画マスタープランの見直しでありますとか、それから立地適正化計画の策定をやっているところでございますので、どういったまちづくりがいいのか、あるいはどういった誘導ができるのかというようなことは、その中で明らかになってくるのではないかと考えております。

○掛谷委員 そう言うことは大体わかるんですけど、じゃあこれがいつごろの時点でどうなっていくか全然先が見えないわけです。恐らく執行部としても一生懸命やっついて、いつごろにどうなるというのが見えないんで言えないと思うんですよ。そのあたりのロードマップなり、真剣にそういうことを、プロジェクトチームよりもさらに強固な、そういう取り組みをしないと前へ行かない。それは、国の許可とか、そういう壁があるんで、幾ら一生懸命やっっても無理というような話もあるかもわからんけど、それは議員とか市民にはなかなかそういうところが見えないと思うんですけども、その辺のロードマップというか、具体的に言えばいつごろにそれが展開できるんかというのが今時点でわかりますか。

○佐藤市長公室長 先ほど言いました立地適正化計画については、今年度から3年かけて策定するということになっておりますので、3年後ということになるのではないかなと思います。ただ、都市計画マスタープランについては、それよりも早いうちに出てくるのではないかと。たしかパブリックコメントも近々行われると思いますので、マスタープランはもう少し早目に出るんじゃないかと考えております。

○掛谷委員 そうするとそういう意味での計画、ロードマップをちゃんとつくって、じゃあ、予測としてですよ、5年後には開発が可能になるんだというところから逆換算したようなロードマップをきちんと出してほしい。今単発でお答えになっていることが、ただ聞き流しているだけなんで、こういう計画になって、この辺だったらもう出てくるんかなというのが見える形でもらいたいんですけど。伊部、浦伊部地区だけの計画はいろいろ出ていましたよ、色づけで。どう思います。

○佐藤市長公室長 伊部、浦伊部地区の区画整理に限定した話ではないところであれば、都市計画マスタープランについては、先ほど言いましたパブリックコメントをやっておりますので、素案ができておるはずですよ。伊部、片上地域という大きな枠の中でのまちづくりの目標であるとか

方針が出ておりますので、そちらをごらんいただくことはできるかと思えます。

○土器委員 9月末か10月1日ぐらいに日本人だけのデータを。外国人が入っただけですね。お願いします。

○石原委員長 そういう御希望がございますけれども、いかがでしょうか。

○岩崎企画課長 9月末現在とか10月末現在とかの人口の地区別の日本人だけの人口ということではよろしいでしょうか。

〔「はい」と土器委員発言する〕

はい、わかりました。

○石原委員長 よろしいですか。お願いします。

○尾川委員 室長にちょっとお願いなんですけど、一般質問で住みよさランキングというのを毎年言っただけで、算出指標というのがあるんで1度見てもらうて。室長なら、さっと見たら、瀬戸内と比較してどういうところに差があるんかということをお調べしてもらえたらと思うて。こっちもそれなりに探りようなんですけど、どうもようわかり切らんところがあって、ぜひよろしゅうお願いしたいんですけど、いかがですか。

○佐藤市長公室長 私も勉強させていただけたらと思えます。

○石原委員長 よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なきようですので、報告事項については終了といたします。

***** 所管事務調査 *****

続きまして、所管事務調査に移らせていただきたいと思います。

○掛谷委員 3つあるんですけど、まず、公共施設再配置計画について、現状をお聞きしたいと思います。

○石原委員長 これよりは公共施設再配置計画を取り上げたいと思えます。

先ほどの質問に対しての答弁をお願いします。

○砂田施設建設・再編課長 公共施設再編計画の進捗の状況ということでお伺いしました。

それで、現在目指しているところなんですけども、これは令和2年度中に個別施設計画をつくりたいということ、それからこの個別施設計画を受けて、令和3年度以降に現在の備前市公共施設等総合管理計画の改定をしたいと考えております。

では、うったてから少し説明をさせていただきます。

これは、平成26年4月の総務大臣通知、それと総務省の通知がございまして、公共施設等総合管理計画を策定しなさいというおふれがございました。それを受けて、平成28年度に備前市でも先ほど申しました公共施設のマネジメントの基本方針となる備前市公共施設等総合管理計画を策定しています。この計画の中には、市内の全ての公共施設を網羅している状況です。

この計画をもとに各論、施設性能評価であるとか行政サービスに関する評価等の検討を進め

て、平成32年度までに個別施設計画を策定することとしています。この個別施設計画というのは、施設ごとの状況、老朽度とか実際の行政のサービスに占める重要度とか、そういったものを総合的に勘案して、その施設が持つ機能であるとか役割というものを明確にした上で、将来にわたって、ライフサイクルコスト、いわゆるLCCを算定した上で適切な管理を進めるといふ、そのもとになる計画になります。

ここで、学校教育施設、それから子育て支援施設については、統廃合の計画や改修の計画が議論されていることもございまして、教育行政としての整理、検討が必要なことから、施設建設・再編課が所掌する検討委員会、これからは切り離して、教育委員会で個別施設計画を策定してもらおうということで進めております。

ここで、現在の状況を改めて詳しく説明させていただきます。

現在は、公共施設の詳細情報の収集、整理をしております。これは、所掌している課に各施設の状況を簡単なチェックシートを配付して状況を確認しているところです。これから、劣化や老朽度等の施設の状況、そういったものを把握したいと考えております。

それから、公共施設の評価、分析です。行政サービスの見地から、必要性の有無や特定の支援団体等の利用の状況、それから機能が重複する施設の有無、長期的な利用の展望などから休廃止、民営化、地域への譲渡、統合、機能移転、存続などに分類を図っていこうと思っております。

こういった作業を今年度中に実施したいということで今進めているところでございます。

○石原委員長 よろしいか。

○掛谷委員 大体流れはわかりました。

いろんなところを言ったら切りがないんで1例だけで、例えば今の日生総合支所の問題なんですけども、耐震性があるところとないところがあると。ないところについては、耐震の改修工事をするか、それとも壊して小さなものをするんか、防災センターがその機能を果たして移れるんかどうか、日生総合支所の事務を防災センターへ移れるかどうか、私もわかりません。そうしたら、あそこの駐車場が広くなったりしていくわけです。だから、それは個別計画になってくると思うんですよ。

だから、そういうことを今後おやりになっていくということなんで、それはそれでいいんですけども、その中でもランクをつけて、そのためには全部把握せなわからんということでしょうけども、わかるところがあると思うんですよ。総合支所でも吉永総合支所、それから日生総合支所、三石出張所、そういうところなんかも個別でどうするかということについても、やろうと思うたらできんわけじゃないわけです。そういう手法をとって、早くやれるところは早くやっていくというお考えはないんでしょうか。一例を言いましたけど、例えば日生総合支所なんかは、そうなっていますか。

○砂田施設建設・再編課長 施設建設・再編課で対応しているのは、個別の施設について、具体にああしなさい、こうしなさいっていうことをやっているわけではございません。市内にあるい

ろんな施設の機能を含めて、どんなあり方がいいのかということを検討した上で、将来にわたってこういった施設を維持していく上でかかる費用、ライフサイクルコストを出して、その中であるところに集中しないように平準化をすとかという施設管理のあり方を進めているわけです。

先ほどお話に出ました日生総合支所であるとか吉永総合支所についてはそこそこで、こういったやり方をしたい、こういうふうにするんだということを検討されています。結果的には、そういった内容が個別施設計画として上がってきて、最終的には総合管理計画の中に位置づけられると考えております。

○掛谷委員 その手法というか、考え方の相違があつて、私はそういうものはランクづけしながら、早期にやるものについては早くそれを進めていくべきだと。全体ももちろん調査していかにかいけんですよ。その中でも大体わかるわけですから、そういう手法をとっていただきたいということを要望しておきます。

学校とか子育ては別だというのもようわかりますし、そういうことでしっかりやっていただきたいと。それから、重複する施設なんかも、今の話じゃないけど、プールなんかも2カ所あるのが本当にいいのかは議論がありますし、手をつけられるところからやってもらいたいということを要望しておきます。

○石原委員長 要望、御意見として。

○尾川委員 ちょっと話が違うんじゃないけど、来年度予算の考え方とか、スケジュールというのを説明してもらえたらなあと思うんですけど、どんな感じになっていきよんかなあと。

○石原委員長 来年度の全体的な予算編成ですか。

じゃあ、これよりは財政面の所管事務調査ということで。

○榮財政課長 来年度予算につきましては、予算編成の前に重点施策を各部から上げていただきまして、それについて、これは企画課の主導になりますが、そちらで市長を交えたヒアリングを行いまして、どういったものを中心に進めていくかというのを決定していただくとお思います。予算編成につきましては、11月の初頭から要求を行っていただきまして、1次ヒアリング、2次ヒアリングを経まして、1月の中旬には、早ければですけども、最終のヒアリング、査定を行いまして、その後、予算書の作成、もろもろの参考資料の作成といったような形になるかと思っております。

スケジュールについては以上です。

○尾川委員 9月ごろから方針は出すんか、市長が出しとったんか、予算編成方針ということで文書が出たりはしないんですか。

○榮財政課長 予算編成方針につきましては、毎年市長が定めて総務部長が各部署に送致というか、通知を出しております。以前から変わってはおりません。

○尾川委員 それは、公表されてないんかな。前はホームページに出よった記憶があるんじゃないけど。総務部長の考えが違うからかもしれんけど。

○**榮財政課長** ちょっと今すぐに確認ができないんですが、編成方針、確かに出している自治体はあります。結構な数があったと思いますので、備前市でも、私自身は出しているつもり、あるだろうとは思っていたんですけど、もう一度確認をさせてください。

○**尾川委員** ぜひ出してもろうて、見える化じゃねえけど、自治体によっては予算編成状態が見えるところがあるわけ。どの辺まで皆秘密にしてえかわからんけど、財政課長もかわったこっちやし。決して、前の課長が悪いという意味じゃねえんですけど、何か方針を変えて、新しい方向でやってもらえたらなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○**榮財政課長** 実は、編成方針自体の事務局案というのは既につくっておりまして、例年ですけどもこれについては細かい内容に触れておりません。というのは、国の動向であったりとか、そういったものを基準に、それから今後目指すべき姿であるとか、そういった総論的なものが予算編成方針の前段にありまして、その後は財政規律を守っていただくために、こういった点に注意して要求をしてくださいといったような注意事項が書かれることとなります。具体的な重点施策については、先ほど申し上げましたが、市長とのヒアリングの中で徐々に決まっていくことになると思います。

それから、予算編成方針についてでございますが、平成31年度も今現在ホームページにアップしておりますので、例年どおり、ことしのもも従前に従ってアップしていきたいとは考えております。

○**石原委員長** 財政、予算編成の面でよろしいか。

ほかの件で何かあれば。

○**川崎委員** これも予算に出とったんかな。借金13億円ほどを返済して、金利が二千数百万円節約するという出とったんじゃけど、ある意味ではいいことなんじゃけど、13億円も使ってそんなことをする今余裕があるんかなと思うて。

というのは、市民の要望を考えると、図書館建設なんかにそういう10億円なら10億円、5億円なら5億円を使う時期が迫っとんんじゃないかとか思ったりするし、公共施設の再編もええけど、まだまだほかの自治体と比べて、やらねばならない大きな事業があるんじゃないかな。目の前に来とんのは、坂根浄水場のやりかえ、それからそれ以上にきついのは、まだ古い送水管が相当残って、90億円が60億円に減ったけれども、60億円もの投資をしなければならないとか、そういう意味ではまだまだ。もうやることがないから借金を節約しようやと、金利を節約しようという思考はわかるんやけど、まだやるべきことの手付金というか、そういう金に13億円は本来置くべきではないかなあと。私は、そういう今の備前市の財政的な状況を捉えとったんやけど、もう何もせずに借金を返済するだけの、それは一番楽だわなあ。経常収支比率や実質公債費比率もそれによって向上するじゃろうから。いろんな基金があるからまだまだ余裕があるから、13億円の借金を返済してもいろんな基金を取り崩せば市民が望むいろんな公共施設はできるんかなあと。そこらは、はっきり言うてどんなんでしょうか。私の問題意識が間違っとんて

しょうか。

○石原委員長 基金のあり方についてということで。

○川崎委員 いや。あり方じゃないよ、財政規模全体の中で、そういう借金返済に13億円を使うような資金繰り、財政見通しが立っての話なんかなあと思って。何か言うたら、金がねえというて実質公債費比率が高くなるじゃ、経常収支比率が高くなるという立場からいえば、現行ある借金は仕方がないにしても、今後借金をつくらないで公共事業をやるとすれば、13億円はそういうより積極的投資にこそ向けるべきではないかなあと思うんじゃけど、ここで1億3,000万円ならしょうがないんじゃけど、13億円もそういう借金返済するような財政的余裕があるんかなあという問題意識を持つとんです。いかがでしょうか。

○榮財政課長 今回の繰上償還の財源になりますものは、減債基金といいまして、まさに市債の繰上償還のために充当するために積み上げてきた、積み増しをしてきた基金でございます。その18億円程度ある中で、今回13億5,000万円近くを使いまして繰上償還をさせていただくということで、ほかにやらなきゃいけないことは、先ほど施設再編のことも話題に出ていたように山積みでございますが、市のほうも今施設建設をしております、また今後新しい起債を発行しなければならないというような事情も説明しまして、市内の金融機関さんと、ここで繰上償還することについて合意ができたものにつきまして、今回合計が13億5,000万円余りということになりましたので、その分を繰上償還させていただく補正予算を上げております。決してほかにやらなきゃいけないものはないわけではなくて、余裕があるわけでもございません。そういったタイミングということで今回上げさせていただいております。

○川崎委員 減債基金の意味がようわからんのじゃけど、わざわざ積み上げて何年間も金利を払うよりも13億円積み上げる形で毎年1億円ずつ13年にわたって今までの借金を、民間ならそうしますよ。毎年の金利が高額なところから返済に充てるというんじゃったら。少しでも毎年の決算の資産状況を見て、余裕資金は最も高い金利の借金の返済を少しでも減らすように、そういうことがこういう公共事業はできないんですかね。5年か10年に1回しか借金返済できないんですかね。13億円も18億円もあるんじゃったら、そういうものに使う気だったんだったら、毎年のように減債に使って毎年の金利負担を減らすべきではないかなあ。何で急に目が覚めたような13億円もの金を使って一遍に借金を返すようなことになるんかなあ。何で今までできなかったんかなと言いたいところなんで、その辺のところはどうなんでしょうか。

○榮財政課長 先ほど申しましたように、借入先が、市内の金融機関さんにつきましては、交渉によって繰上償還をさせていただくことができる場合がございます。金融機関さんによってはお断りされることもございます。

あと、過疎債なんかは財務省からお金をお借りしているんですけども、そちらについては繰上償還の制度はございません。

○川崎委員 もう一点。減債というのは、減債にしか使えんのかどうか、その基金はなぜする必

要があるんかというのが常に問題意識があるんじゃないけど、これから13億円使って借金、過去形の帳消しよりも、これから設備投資するべきお金の、借金を減らすためにそういう減債という名前が変えられるんかどうかわらんけど、少しでもそういう公共投資の頭金とかをして借金を減らす方向に使うほうが私は望ましいんじゃないかと思う。そこらがどうしてこういう減債基金という形で置いとかなければならないかというのもう一つ明確でないんで、もう少しその辺の説明をお願いしたいと思います。

○榮財政課長 先ほど申し上げましたように、繰上償還につきましては、できるできない、タイミングがかかわってまいります。それからあと、基金を使って繰上償還をする方法と、もう一つは決算のときに出てまいります、繰越金というのが毎年一般会計、一部は特別会計も含まれて出てまいります、そちらのほうの繰越金の半分を財政調整基金に積むか、あるいは繰上償還できるという規定がございます。ほかの自治体も恐らく同じだと思うんですけども、その場合には財政調整基金のほうへ貯蓄ということをしているのが実態で、それとは別に繰上償還用に貯金としまして減債基金を積んでいるというのがこれまでの実態でございます。

○川崎委員 結局のところは、そういう5割とかなんとかというて、一旦借金したらそう簡単に、余裕があったとしても全額払うというわけにはいかんということなんだね。返済計画があるからそれを守って、借入先にそれなりの金利をもうけさすシステムを維持しなければならないと、そういう理解でいいんですか。

○榮財政課長 起債の理由としましては、1つは将来世代にわたって建設改良の事業費を平準化すると。それから、もう一つは、起債の償還部分につきまして交付税措置がいただけるものがあると。過疎債であったり、合併特例債であったりといったようなものは、かなり高率な措置がなされておりますので、そちらのほうの方が有利であるということで、これまでそういうスタイルで行ってまいっております。

それから、金融機関さんとは、利子を含めてそういう返済日を守って、決められた期間に最初に契約をした元金と利子を返していくのかということだと思うんですけども、そのとおりでございまして、途中での契約を変更するという点については、できないとおっしゃる金融機関さんもございますし、繰上償還は大丈夫ですよと言ってくれるところもございます。

前提は、最初に取り交わすこの額でこれだけの金利で貸してください、貸しますよといったような契約に基づく返済ということに決まっております。

○川崎委員 もう一回、確認。ということは、13億円もの金を貸してくれた銀行が今回はオーケーしたから13億円を、私はとても大きな金額だと思うんです、それは返済に応じたという判断で、たまたまという判断でいいんですか。それとも、計画的にためて、ここで13億円払う予定の年度だったということなんですか。その辺はどんなんですか。

○榮財政課長 たまたまといえばそういうことになりますが、決して無計画に積み増しをしていったわけでもございません。こういった市庁舎建設とか大きな事業が恐らく将来あるだろうという

ことで、今まで積んできたものでございます。

○石原委員長 よろしいか。

財政の関係ではほかに。

○掛谷委員 基金のことで私も一般質問しましたが、基金を有効に使うべき、目的があつて積み増して市民サービスなり、そういうものを、やるべきことをやらずして積み増すことはどうかというような、簡単にはそういうことがありますけども、米百俵基金というのが2億5,000万円積んでおります。またさらに、ここで積み増したんかな。本当に米百俵基金というものを有効に基金として使っているんかどうかという疑問があるんですけど、どういう見解を持っていますか。

○石原委員長 米百俵基金ということのようでございます。

○榮財政課長 米百俵基金につきましては、教育委員会の所管になっておりまして、私どもでコントロールできないというか、その傘下にはございません。

○石原委員長 じゃあ、ほかの件で。

○掛谷委員 マイナンバーカードの普及促進ということでお尋ねします。

この10月の消費税増税によって、今後のマイナンバーカードの取り組みのスケジュールというのが出るとようです。

まずはお聞きしたいのは、2019年度中に、国家公務員や地方公務員とその扶養家族は率先してカードを取得するというのが出るとようですけど、この件についてどのような対応をしているのか、お聞きしたいと思います。

○河井総務課長 マイナンバーカードにつきましては、委員御指摘のとおりでございます。地方公務員につきましては率先して取得に努めるようにという通達が総務省から参っております。さらに、本市の場合、共済組合のほうから各職員、被扶養者宛てにマイナンバー取得に向けての申請紙がただいま届いているところでございます。

総務課としましては、現在第1段階として取得状況の調査を終えております。来月、10月の部課長会議の場で文書もお配りさせていただいて、率先して取得に努めてくださいという依頼はするわけなんですけれども、実際の窓口対応、マイナンバーカードの取得に関しては、暗証番号の登録であったりとかそれなりに時間がかかります。ですから、そういった部分につきましては、市民課と協議をしているところでございます。実際に、職員が大勢窓口を押しかけて市民の通常の業務を阻害するということもできませんので、そういったことは、今後どういうふうな取り扱いをしていくというのは、協議をしていくところでございます。

○掛谷委員 強制ではないような感じがしますが、公務員がお手本を示さないとなかなか普及はできないというようなことなんでしょうけども、庁議とか、そういう関係部署でどういうところまで目標値を持っていくという、具体策というんか、そういうものは協議されていませんか。あくまでも任意でやってくださいということですか。

○河井総務課長 基本的に、最終的に保険証になるであろうということになっておりますので、そういうことになるのであれば、基本的に全職員が取得せざるを得ないんだらうなというふうな形で今私どもは考えております。ただ、その時期が今年度中に全て完成できるかどうかというのは、ちょっと微妙なところだとは考えております。

○掛谷委員 状況はわかりました。

それからもう一つは、クレジットカード、電子マネーとかをキャッシュレス決済で使ったら、消費税があって、最大5%のポイント還元が実施されて、来年の6月には終わるんです。今言ったことは、利用者がスマートフォン決済サービスとかを利用してやるわけなんだけど、9カ月後には今度は国がポイントを上乘せするというふうな、マイナンバーカードを利用したポイント付与という計画があるようですけど、そういうことはお聞きになっているのでしょうか。

○岩崎企画課長 国がこの9月1日時点で制度の概要を発表しております。その大まかな概要を申し上げますと、マイナンバーカードはまず全ての方に取得していただいて、その次にマイキーIDという特別なIDをさらに、マイナンバーカードを取得すればそのIDはもう一段階取得できる状況になります。そのIDを取得していただければ、今度マイナポイントというポイントを購入することができます。そのポイントが、今の時点では2万円の購入で2万5,000円という想定らしいですけれども、そういったものを購入できますと、オンラインサービスですとか、あとは各商店でそういう決済システムでそのポイントを利用すれば、その5,000円分のプレミアム分を受け取ることができるというようなことでありますが、まだ政府のほうもこの9月1日に発表したばかりで、詳細なことがまだ伝わってきておりません。今月末には各地方での説明会がありまして、そこで詳細なことがだんだんわかってくるかとは思っておりますけれども、国のいろんなシステム等の開発等もこれからというふうなところもあつたりしますから、そういう情報がまた入りましたらお知らせさせていただきたいと思っております。

○掛谷委員 このマイナンバーカードの備前市の取得率ですか、低かったと思いますけども、何%なのか。それから、目標を出すというてもなかなか厳しいんですけど、何%なのか。これによって相当メリットが出るというふうに算定されています。ということで、市民への周知というのはどう考えているのか、お聞かせください。

○岩崎企画課長 8月末の時点でマイナンバーカードを取得されている率が備前市で12.68%、県全体では11.29%というところであります。県内の団体の中で備前市は一応2位ということではありますけれども、全国的に見ればまだ低いという状況であります。新たに政府もこういった新しい制度を設けて、キャッシュレス化に向かっていくんであると思っておりますので、あわせて政府も推進啓発に関する補助金も打ってありますんで、そういった補助事業も利用して普及に努めていきたいと思っております。

○掛谷委員 PR。市民に対してどういうPRというか、情報を提供するか。

○岩崎企画課長 それは、使えるものは全て使いまして、また窓口での、マイキーIDの取得方

法ですとか、そういったところの支援ですとか、そういったようなことにもこれからやっていかないといけないと思っております。

○掛谷委員 最後に、セキュリティーに関して、キャッシュレスになると、民間業者とか国、市町村の責任じゃとか、セキュリティーの問題がいつもひっかかってくるんですけど、そういう内容についてもまだはっきりわかりませんか。

○岩崎企画課長 まだそういったところまではっきりとしたものが示されておられません。

○田口委員 今の取得率、備前市が第2位ということで、それでもって12.68%というように低いわけですよ。私たちは、そもそもこのマイナンバー制度というものはだめだというように考えております。カキの業者さんでも使っている人たちのマイナンバーを書いて申告せよとか、そういうことであると、セキュリティーの面で全く機能しないんですよ。守秘義務があるっていったって、あんなものにだらだら書いて、一人一人の従業員さんのマイナンバーを書いて申告するだの何だのいうたら、セキュリティー面で、全く僕は個人の秘密とか、そういうのを守れないというふうに、こういう制度というものは我々はやめるべきだと思っています。そもそも国民総背番号制度みたいなもので、日本国憲法の本質にはそぐわないと思っておりますので、余りこういうものを自治体が率先してやるのもどうかなあと。その辺はよく考えたいと思っております。とにかくセキュリティーができてないというのは、僕はゼロだと思います。意見ということで申し上げます。

○石原委員長 御意見ということで。

そのほか、マイナンバーはよろしいでしょうか。

ほかの件で何かございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、所管事務調査を以上ということで終わりといたします。

以上をもちまして本日の総務産業委員会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。

午後3時31分 閉会